



山というようなものはかけがえのないものだ、こういうことをきちんと国民的に位置づけながら、ある意味では、これから二十一世紀、まあ社会保障なんかも同じでありましようが、ある程度国民合意の上で、資金をかけてもみんなでやはりやつていかなければならぬ課題なのだと、ということを意思統一をしていくことが必要なのではないか、そういうふうに思うわけであります。

そういう意味では、私どもは、今日の状況では、この国の緑を守る、山を守る、あるいは水や空気を守る、そのために今までとは違った、こういう投資はきちんとしていくのですよ、そのためには必要な資金、これはもう、例えば消費税をアップするとか水源税でやるとか、こういうことも御負担をしながらきちんとやっていきますよ、というような、やはりこの法案を包むもう少し大きくな、私どもが断固たる決意みたいなことを国民合意の上でつくり出していくことが必要なではないか。そしてその中で、国民の皆さんにもこういう負担をしていただかないと日本の山や緑は大変なことになりますよ、というような枠組みをつくっていく必要がある、こういうふうに思うわけであります、まず大臣の所見を伺いたいと思います。

○大原国務大臣 委員御指摘のとおりでございまして、委員の御郷里もまた日本有数の山林地帯であります、何と申しましても、日本の山の値打ちというものが、三十六年でございましたが、当時の農林水産大臣は河野さんだったと思うのであります、まあ外國から少しぐらい入れたつても日本の林業は負けることはない、という自信過剰が多分にあったと思うのですね。それが輸入自由化のはしりでありまして、そういう圧力の中で、一体これから日本の林業をどうしていくべきかということを、今の現状を踏まえながら物を考えなければならぬというのが実情でございます。

そういう意味で、ただいま委員から御評価をいたいたしたこと、大変感謝しておりますが、今回は労働力の確保、基盤の充実、さらにまた安定供給

という三つの視点からつくった法律で、林野庁も大変よく努力をしてくれたと私は思っております。

しかしながら、これでもって、それじゃ日本の林業は一〇〇%立ち直れるかということになりません、これを起爆剤にしてやつていかなきやならぬ策というのはまだまだたくさん出てくると思うのです。大変ありがたいことに、今消費税を上げても山を守れというような気持ちが国民の中へ出てこないと日本の国土は守れない、水も守れないなどいう気持ちは、山に従事している人たち皆持っているらしく思っているのです。

そこで、あるとき私、これは思いつきで恐縮であります、消費税の中の水道課税分を一般財源に入れないで山へ持つていけないか、それぐらいのことも考えたらどうだろうかという発想をします。

○堀込委員 ゼひみんなでそんなような思い切ったことを考えていかなきやならぬときなのではないか、こういうふうに思うわけであります。そこで、先ほど申し上げましたように、戦後の林政、諸先輩にいろいろ努力をいたしましたが、今日まで成果を上げてこられたというふうに思います。しかし、今申し上げましたように、戦後五十年といいますか、新しい時代に向けてある程度改革が求められている、やはりそういうときなのでないか、というふうに思うわけであります。

一つは、例えば農業においても、昭和三十六年以来の農業基本法、やはりここで見直しながら新しい基本方向を示していく、こうではないか、こういう議論が今省内でも行われていますし、私ども政黨レベルでもいろいろな議論をしているところです。林業においてもやはりその林業基本法、そろそろ新しい視点を加えた上で検討すべきときに来ているのではないか、それも具体的な法律制度はございましたが、これも具体的な法律制度はございました。これも今回一本の法律として提案させた 것입니다。これも今回一本の法律として提案させたませんでした。これも今回一本の法律として提案させたませんでした。

ことを基調にしながら、国や地方公共団体はその役割を果たしていく、そういうような基本的なフレームになつていて、そういうふうに思いますし、片一方で森林法は、計画法といいますかそういう枠組みでできているわけであります。

私は、改めてこの時点では、やはり環境あるいは國土保全だと新しい時代における山や林業、緑や水というような観点を加えたこの基本法の見直しということが行われるべきではないか、検討されるべきではないか、こう思うわけですが、ひとつ考え方をお聞かせください。

○入澤政府委員 今回の林業三法を検討するに当たりまして、改めて林業基本法について読み直してみたわけでございます。非常に長い期間かかるので山へ持つていけないか、それぐらいのことを考えたらどうだろうかという発想をします。

○堀込委員 ゼひみんなでそんなような思い切ったことを考えていかなきやならぬときなのではないか、こういうふうに思うわけであります。そこで、先ほど申し上げましたように、戦後の林政、諸先輩にいろいろ努力をいたしましたが、今日まで成果を上げてこられたというふうに思います。しかし、今申し上げましたように、戦後五十年といいますか、新しい時代に向けてある程度改革が求められている、やはりそういうときなのでないか、というふうに思うわけであります。

私は、こういうふうな基本法の中で、この基本法を受けまして、定法の世界で必ずしも十分な整備がなされていなかつた点、むしろこれに着目いたしまして、今回三法の法律案というのを考えたわけです。

一つは、第十二条に林業経営の近代化という言葉があるのですけれども、これにつきましては定法がございませんでした。そこで、その一本の法律を考えましたし、それから林産物の需給及び價格の安定に関する施策、これは第十六条にございましたが、これも具体的な法律制度はございませんでした。これも今回一本の法律として提案させたませんでした。これが、林業基本法は、林業総生産を拡大するのだと、あるいは林業生産性を向上させるのだという

九条に規定してあります、これも定法がございません。労働基準法が適用されるようになります。したけれども、林業労働プロパーの法律として制度がありませんでした。そこでまた、これにつきまして、労働省と相談いたしまして一本の法案を提案することにしたわけでございます。

私は、改めてこの時点では、私は、林業基本法の見直しということが行われるべきではないか、検討さ

れたことと、私は非常によくできているのであります。そこで、ある意味で了解をいたしますし理解もいたしました。

○堀込委員 そういうことで御努力いただきまして、改めて林業基本法で示された理念あるいはその内容を具体的に制度化していくことが必要不可欠である

ことを基調にしながら、國土保全とともに、森林を育成して伐木をしていくという林業の特質から見ますと、私は非常によくできているのであります。そこで、ある意味で了解をいたしましたし理解もいたしました。

私は、ただ、総則などの関連を見ましてどうしても、経済成長に見合つて林業や經營体を強化していく、こういう趣旨でございまして、國を挙げて我が國が、二十一世紀も二十二世紀もきちんと林業なり山を位置づけて守つておきますよ、やはりそういう宣言法的な色彩がやや欠けるのではないかという意味合いで、ただいまの問題提起を申し上げましたので、まるたる御検討いただければ、

私は、ただ、総則などの関連を見ましてどうしても、経済成長に見合つて林業や經營体を強化していく、こういう趣旨でございまして、國を挙げて我が國が、二十一世紀も二十二世紀もきちんと林業なり山を位置づけて守つておきますよ、やはり

私は、こういうふうな基本法の中で、この基本法を受けまして、定法の世界で必ずしも十分な整備がなされていなかつた点、むしろこれに着目いたしまして、今回三法の法律案というのを考えたわけです。

そこで、国有林については後ほど触れないと思いますが、日本の森林行政、今まで林野庁が中心になって、大変な努力をされてまいりました。國土庁だと、一部いろいろな事業で提携をするといいますか、かかわってきたこともあります。特に近年になって、自治省が森林の公有化に地方債や交付税措置をすると、あるいはまたその管理経費に対してもやる、林道整備についても地方債、交付税措置をやる、担い手対策もやっている。さらには、この三省庁でいろいろな森林整備の施策を、森林・山村対策でふるさと林道などとか、あるいは担い手対策では担い手対策基金が設立をされて、社会保険の掛金助成などを行わ

しかし、そうではあります、こういうことをさらには各省の協力を得ながら進めるべきではないか。つまり、森林・林業を育て、守っていくことは日本の国の政府の全体の仕事なんだ、もちろん林野庁が中心になるわけですが、例えば環境省、建設省なども加わって、いろいろなことをさらに強化をしていくべきではないか、こんなふうに思うわけであります。

例えば、きのう新聞で一齊に報道されたわけであります、国土省が、次期全国総合開発計画、総の来春の閣議決定に向けて、全国の主な河川の上下流域を一つの地域として地域間交流を促す流域構想を打ち出す方向で検討に入ったというような報道もされているわけでありますし、上流と下流を含めた一体的な、自然に配慮しつつ、山に配慮しつつ一體的な国土形成をしていく、こうとういう意味で、国土省と自治省と、三省でいろいろな事業に取り組んでおりますが、こうしたものをさらに拡大をしながら、こうした具体的協力体制をつくりながら、もちろん林野庁が核になってそういう体制を強化していくべきではないか、こういうふうに思いますが、ひとつ所見を伺いたいと思います。

○入澤政府委員 まことに御指摘のとおりでございます。いまして、今までも、林野庁だけでなく、テーマごとに各省と協力して研究会等を設けて、具体的な施策を展開しているわけでござります。

例えば、森林・山村対策につきまして、自治省、国土省と研究会を設けまして、その成果として、ことしも自治省から二千九百六十億円の特別な資金を地方財政からいただいているわけでござります。

さらに、今回の労働力対策につきましては、労働省と共管で法律を出すことにつきましたし、建設省ともこれはお互いに人事交流もしながら具体的な検討を行っているわけでございます。

環境省と林野庁との間で恒常的な協議機関が設けられておりまして、お互いに情報交換を行つております。

しかし、必ずしも十分でないという評価があるかもしれません。私どもは、今御指摘のような点につきまして、さらに体制を強化して臨んでいかたいというふうに考えております。

○堀込委員 ゼビそつう方向で御努力いただきたいと思います。

もう一つ、中央省はそういうことであります。が、やはり具体的に日常山に接している地方公共団体あるいは地方のいろいろな組織みたいなものが常に山に関心を持ち、森林・林業に対していろいろな事業に参加してもらおう、こういう方策をさらに進めていく観点が必要なのではないか。

岩国さんが出雲市長時代、学校も公民館も木造にしてようとか、あるいは単独で間伐財源をつくつたりして、いろいろされたこともあります。しかし、地方公共団体私も長野県の造林事業なんかを調べましたが、微々たることしかまだ単独では行われていない。やはり国の補助とか助成を当てにしながらといいますか、市町村でも、具体的に山に接していて問題は抱えていながらも、何か国の予算がつかないとなかなか取り組まない。こういう実態が、徐々に改善はされてきておりますけれども、やはりあるのではないか。地方自治体でも緑や水を守るために予算をきちんと組んで、山や緑の問題は決して林野庁や国土省の仕事だけじゃないんだ、自分の仕事なんだというこか、こういうふうに思うわけであります。

それからもう一つは、これも新聞記事で私は坪見をしたのでありますが、例えば東京で、東京の木で家をつくる会なんというのがあって、東京の

それから、自然環境保全対策につきましては、木材で住宅をつくる、というようなことも、実は先日新聞で読ませていただきました。東京産の材木を使って設計から施工までやる、そして、その住宅を建てる人を東京の森林に案内するところから始めていくなんという記事も実は拝見をいたしました。住民参加といいますか、市民参加といいますか、そういう動きなどをやはりもつと育てていく必要があるのではないか、こういうふうに思うわけであります。

そういう意味で、具体的に山に接している地方公共団体、特に市町村、それからNGOといいますか、市民組織みたいな山にかかる人々の運動活動というようなものをもつと育成し、それを支援していく、というようなことが今求められているのではないか、こう思いますが、いかがでございましょうか。

○入澤政府委員 これはまことに御指摘のとおりでございまして、幸いなことに、昨年四月に緑の募金による森林整備等の推進に関する法律というものが制定されました。現在、これに基づきまして、各地方自治体におきます運動の体制を整備しております。各都道府県では民法法人をきちんとつくりまして、指定法人化して、その法人が中心になつて森林整備の運動をやることになつております。市町村におきましても、その下に緑化推進委員会というのをきちんと設けまして、そして今、林地を取得をして経営規模を拡大するんだ、それから、伐期の長期化を図つたり、特用林産物との複合経営を進めるんだ、あるいは受託の推進を進めて経営規模を拡大するんだ――冒頭申し上げましたように、大変意欲的な法案でござりますし、ぜひ具体的に、一つ一つ着実に実行してほしい、こういうふうに思つてます。

私の希望や思いなどを込めて今まで質問してまいりました。

そこで、今回、林業改善資金助成法等、三法でございます。

林地を取得をして経営規模を拡大するんだ、それから、伐期の長期化を図つたり、特用林産物との複合経営を進めるんだ、あるいは受託の推進を進めて経営規模を拡大するんだ――冒頭申し上げましたように、大変意欲的な法案でござりますし、ぜひ具体的に、一つ一つ着実に実行してほしい、こういうふうに思つてます。

しかし一方で、どうしてもこれはうまくいくのかなという懸念なり心配をせざるを得ないわけですが、本当に今、林地を取得して経営規模を拡大しようという人が一体どのくらいいるんだろございまして、例えば、林地取得で経営規模を拡大してそれを援助していく、ということなんですが、本当に今、林地を取得して経営規模を拡大しようという人が一体どのくらいいるんだろございまして、例えば、林地取得で経営規模を拡大しようという点については、やはり相当心配せざるを得ない。あるいは、今林業をやつている人も、まだまだ規模を拡大してやろうかという意欲を持つているのかなと思うと、どうもそれは相当数は少ないんじゃないかな、こういうふうに思はざるを得ないのです。

それから、複合経営ということであります。

恐らくキノコを主体に、シイタケを主体にお考えになつてゐるんだろうというふうに思います。しかし、今はキノコというは片手間でできる世界ではないで、例えば私のところはエノキダケの生産地であります。これは五千万も一億円も投資をしてやる。農協に、エノキをやるから一億円貸してくれなんて言つても、農協の方がびっくりしてしまつてなかなか貸す度胸がつかないというような現状でございまして、それも市況の方が大変低迷して、いろいろな問題が今起きていて、いろいろな事情がござります。シイタケなんかも、今やほだ木の世界から菌床の世界に入りつつある。

平成六年の東京市場の実態を見ますと、一方で中國産が三二%を占めまして、次は群馬産が一五%だというような実態にシイタケの世界もなつて、一方では輸入がある、一方では産地間競争が相当厳しい、こういう事情がございまして、複合経営の推進とおっしゃつて期待するキノコでも、そういう本当に厳しい世界が一方にあるということをございます。

そういう意味では非常に危惧をしているわけであります。決して私は法案を悪いと言つてゐるんじやなくて、そういう危惧の念をどうしてもいろいろな面で持たざるを得ないわけであります。が、林野庁、どのようにお考えでしようか。

○入澤政府委員 農産物につきましても、それ

ら林産物につきましても、複合経営の作物をどのように選択するかということにつきましては、各地で非常に悩み、苦しみながら選択をしていただいているわけでござります。やはり基本的に、私は、日本の林業、やはり労働力の面から、場合によつて崩れていくとしたらその面から崩れるのを今までほんとやつてしませんから、きちんとやることが必要じゃないかと思つています。

生産と需要の長期見通しによりますと、今先生御指摘のありましたシイタケ等キノコ類は、まだこれから伸びるという見通しがござりますけれども、しかし、消費者ニーズを踏まえた製品化ということを考えなければそれは絵にかいたもち

でございまして、各食品産業が毎年一万点に及ぶ新製品を出しております。そのため本当に大変なマーケットリサーチをやっておりますが、私は、シイタケ類等につきましても、いろいろな種類のものをどのように生産していくかにつきまして、市場調査をきちんとやつた上で生産地域に導入するということが必要ではないかと思います。それから、でき上がつた製品につきまして、消費者一般が日常台所において使用できるような製品化の工夫ということも今まで以上にやらなければならぬと思います。

そういうことを行政側からも支援することによりまして、複合経営が具体的に林業所得プラスアルファとしての林家の所得につながるように指導してまいりたいというふうに考えております。

○堀込委員 ゼヒお願ひしたいと思います。

それで、これは一つ要望しておりますが、キノコの世界なんというのは、私も今度調べてみたら、生産の方は、何か農林省の中でもキノコの世界だけは統計から何から林野庁でやられているというようなこと、末端の方も、これは販売や何かは農協とか、県も農政部の方でやつておつたり、ちよつとぎくしゃくがあると思ひますので、そこはひどつよく農業団体を含めて連携をしてながら、具体制的な細かな指導、有利な販売ができるような体制づくりとか、そういうことをゼヒお願ひしたいな、こういうふうに思います。

そこで、林業労働力の確保の促進に関する法律案であります。

私は、日本の林業、やはり労働力の面から、場合によつて崩れていくとしたらその面から崩れるのを今までいくのか、労働力をどういうふうに確保していくのか、突き詰めればこういうことを今まで強調して、産業間競争の中で日本の林業が生き残つていけるか、そのためにはやはり担い手をどういふふうに確保していくのか、労働力をどういうふうに確保していくのか、突き詰めればこういうふうになるほどの問題は大きいのではないか。現に、かつて四十万人以上いた林業労働者が今や十一万人、いつときは四十四万人ございました。さらに、五十歳以上の年齢の方が七割ぐらい占め

ですか、こういうふうに減少の一途をたどつてゐるわけであります。

今度の法律でそういうことに歯止めをかけよう

ということであります。この減少傾向はやはり何とかしなければいかぬということで今度の法律を出されたことはよくわかります。しかし、そ

ういうのをどういう決意で本当に歯止めをかけながら確保していくかという点について一つはお伺いをしたい、こういうことがあります。

人間が働くということは、一方で報酬を得て生活を確保するということと、もう一つはやはり生きがいということがあるだろうというふうに思いまして、おれは山が好きだ、あるいはおれの仕事は日本の緑を守るという大切な仕事をしているんだ、こういう生きがい、両方がやはりカバーされなければならないと林業労働力というものは確保されたいかない、こついうふうに思つてあります。

現実には口頭契約なんかも結構多いようであ

りまして、あしたからおれの森林組合に来てくれないか、日当は一万幾らだよなんという話で実はやつてているような現状も相当多いのではないか。これではやはりだめなんで、抜本的な対策を講じる必要がある。そういう意味でひとつ林野庁からお考え方を聞きたい。

それから、実は、この労働条件の問題につきましても、昭和五十年の林政審部会の報告以来いろいろな努力を重ねられてまいりました。賃金、退職金等の労働条件の改善だとか、社会保障制度の改善だとか、労働安全衛生の問題だとか、いろいろな努力を重ねられてきました。賃金、退職金等の労働条件の改善だとか、社会保険制度の改善だとか、労働安全衛生の問題だとか、いろいろな努力を重ねられてきたことは承知をしておりましたが、雇用管理や労働条件改善の面で、労働省の方で今までどういう対応をなされてきた経過があるのか、あわせてお伺いをしたいと思います。

○入澤政府委員 確かに、もう林業労働者の数の面からしますと非常に先行き心配がされるわけでございます。

現在、私ども持つてゐる数字では、林業労働者

る、高齢化も進んでおります。やはりこういう状況は無視してはいけないので、積極的に何とかしてその確保対策を講じなくてはいけないということで、今回林業労働力の確保の促進に関する法律案というのを提案させていただいたわけでござります。

一つは、やはり林業労働者の所得の安定を図ること、それから一つ目には、労働条件、雇用条件を近代化、合理化して他産業並みにしていく

ことがあります。

しかし、このようなことを実施するためには、

えば就業準備のための無利子資金の融通等を行いまして、それから、雇用条件、労働環境をよくする

ためには機械化を積極的に進めることで、それを安く手に入れて利用できるような仕組みを

つくらなくてはいけませんし、それからまた、基

幹的な林業從事者のための養成、研修等も今まで以上にやらなくてはいけないというふうに考えて

おります。

同時に、このようなことを全国的に展開するた

めには、やはり運動のセンター的なものをきちんと整備してやることが必要不可欠だというふうに考えてます。

そこで、このセンターを中心に各般の労働力施策を今まで以上に強化拡充していきたいというふうに考えておられるわけでござります。

○吉免説明員 先生御指摘のように、林業労働者の雇用管理という点では、一つは、先生も今おっしゃつておられましたように、口頭契約、口頭で雇用契約をするというような形で、どうも雇用関係がはつきりしていないと、いうようなケースがあるのではないか。それから、季節的な雇用が多いといいますか、そういう面では雇用が不安定である、こういうこともあるのではないかと思いますし、賃金水準がほかの産業に比べても低位な状態にあるのではないかというふうに思つております。

これがなかなか労働力を確保する上で難しい点に

なつてゐるのではないかといふふうに思つております。

御質問の、これまでどういう形で対応してきたかということですが、林野庁等関係機関とも連携をいたしまして、そういう雇用管理をどういうふうに直していくべきのか、そういう指導をする専門の林業雇用改善アドバイザーを配置いたしましたり、林業の雇用改善事業ということでそういう人材を育成するような研修をいたしましたり、どういうノウハウで向かっていってもらいたいのか、そういう研究をいたしたりしております。それから、そういう雇用管理を、どういう現状にあってどういう形にすべきか、こういうことで、いろいろな材料、資料もつくって対応をしてきているわけでございます。

八年度 今年度からもさらにはそういうものを一層広げていきましたり、重点的に指導を重ねていつたり、かなり施策を拡充したいというふうに考えておりますし、今回の林業労働力確保法案の中でも、やはり委員御指摘のように、魅力のある職場をつくってみんなでやっていこう、こういう形で進めていく必要があるだろうというふうに思っております。

それで、特に、御指摘ありましたように、雇用についてきちんと文書で交付をするとか、あるいはそういう雇用管理に責任を持つて対応するような人を選任していただく、そういうものを努力義務化して対応措置を講じて雇用管理の改善を図つていきたい、こういうふうに考えております。

○掘込委員 労働力の問題というのは非常に大事でございまますので、ぜひ日々の地道な御努力をいただきながら対応をいただきたい、こういうふうに思います。

融事業というのには大変な問題を抱えているわけであります。今度住専問題にあらわれましたように、農協の金融事業というのを見直しながら、健全な発展を遂げられるような姿をつくつていかなければならぬ、こういうふうに思うわけであります。

そこで、実は公庫の制度資金にかかる融資といふのは非常に、二十四種類ぐらいあるのでしようか、そういうことで、現場では相当系統の融資と公庫の融資が競合するというような場面も間々見られる、私が現場で聞く限りはそういう声をかなり耳にするわけであります。一方で、単協、信連、中金といふふうに、六十八兆円の資金の運用に大変困っている農協の金融はこれから、例えば住専から来年からは一・三月もいろいろな問題でまだもめているようですが、二千四百億円の利子も入ってこないというような実態の中で、やはり農協の資金運用をどうしていくかというの是非常に大きな問題であります。

そういう意味では、公庫と農協のプロパー資金をこういうところへも活用していくというような方策もあるいはもつと話を大きくすれば、例えば地方債とかそういうことを含めて活用を図るというようなことは検討できないかどうか。一方で財投の問題、いろいろあることも承知しておりますが、きょうは農水委員会でございますので、ぜひそういう道も開いていただきようなことを検討いただきたい、こういうふうに思つわけですが、御見解をお伺いをしたいと思います。

○堤政府委員 先生の方から、住専問題との関係におきましても農協の資金の運用、活用ということについての問題の御指摘があつたわけでございました。

が、確かに先生御指摘のように、公庫の資金との競合という問題もあるうかと思います。ただ、これは政策当局からしますれば、かなり整理をいたしまして対応しておるつもりでございます。  
例えば、スーパー資金のように非常に超長期で低利だというようなものにつきましては、なかなか民間資金では活用しがたいという面がござりますので、そういうところについては公庫資金を重点にしながらも、しかし、今回のウルグアイラウンド対策におきましても農家負担軽減支援対策というものを創設したわけでございますが、この点につきましては、系統資金を利用しながら利子補給していくという形の中で対応をするといふことで、それぞれの政策目的に合わせて、かなり整理をしながら対応しているつもりでございます。  
現場において若干の競合という面も見られるかもしれませんけれども、私どもからすれば両々相まって、農家の方々が長所を生かしながら、できるだけ両制度を使つていただければありがたみな、そういう気持ちでやつております。  
それからもう一点、全体的な農協資金といいますか、信用事業の見直しということについて触れられたわけでございますが、確かにこれは、今回この住専問題を契機といいたしまして、農協信用事業のあり方とということについてさまざま厳しい御批判をいただいております。そういう意味で、現在三段階になつているわけでございますが、そういう三段階になつていることは是非、それから今御指摘のように、農協資金をもつと活用するということについての方法、それから農業農村地域で農家の方々のニーズに合つたものにもつとうまく利用できないか、そういった視点を十分に念頭に置きながら、農協信用事業のあり方ということにつきまして検討させていただきたいというふうに考えておるところでございます。

聞きますと、しかしながらまだそういう声が実際にあります。局長のところまで届いていないかもわかりませんから、ぜひまた現場の声も聞きながら、農協金融の問題の抜本対策と一緒にひとつ配慮をいただければ、こういうふうに思いますので、ぜひ検討課題としてこれから考えていただきたいと思います。

それではあと、国有林の問題について質問をさせていただきます。

改善計画が進んでおるわけでございまして、なかなか大変な御労苦をされていることは承知をいたしております。先月でしたが今月でしたか、中央紙の社説にも大蔵と林野庁、大分批判をされておりましたけれども、改善計画の現状と見通しについてちょっと御説明をいただきたいと思います。

○入澤政府委員 平成三年の七月に策定されました国有林野事業の改善に関する計画に基づきまして、現在経営改善を進めているわけでございますが、この経営改善計画は、平成二十二年度までに収支の均衡を回復するということで具体的な施策の実行を行っているわけでございます。

そのときに法律を改正していただきまして、累積債務の利子・償還金の経常事業部門への影響を防ぐという視点から、経常事業部門とそれから累積債務部門とを区分いたしまして、その上で、民間実行の徹底による事業運営の改善合理化、それから要員規模の適正化、組織機構の簡素化、合理化、それから自己収入の確保等自主的改善努力を尽くす、さらに一般会計からも繰り入れをいただく、そして所要の財政措置を講じた上で経営改善を進めていくんだということが決められたわけでございます。

その結果、これまで、民間実行の徹底につきましては、素材生産の請負比率が平成三年度の四六%から平成六年度には五八%になつておりますし、要員規模につきましても、平成三年度当初三万一千人から平成七年度末には一万七千人に縮減されている。さらに組織機構につきましては、平

成三年度当初、三百十六営林署ございましたが、これが平成六年度末には二百六十四営林署に簡素化、合理化する等の動きになつてきているわけでござります。

しかし、財務状況を見ますと、これはまことに残念なことながら、当初計画をつくったときの時点に比べまして木材価格が低迷している、約一五%価格が下がっておりますし、それからまた地価の下落も著しく、いつときの五分の一ぐらいいの価格になつております。そういうことから、平成七年度末の債務残高は二兆三千三百八億円の見込みとなるということございまして、依然として厳しい状況にござります。しかし、これに対応して具体的にやはり行動を起こさなくてはいけませんから、平成八年度予算におきましても、大蔵省とも十分相談いたしまして、一般会計からの支援を強化するということで臨んでいるわけでござります。

○壇込委員 説明としてははわかるわけであります  
が、いずれにしてもこの国有林の問題は、昭和五  
十三年に特別措置法が制定をされて、五十九年に  
一次改正、六十二年の一次改正、そして平成三年  
ですか、今の計画を進めていこう、こういうことと  
になつておりまして、今長官からございましたよ  
うに機構の統廃合だと要員の削減とか、いろ  
いろな御努力をされて成果を上げてていることは認  
めるわけであります。しかし、今の御回答にもこ  
ざいましたように、財政事情は一向に好転しない、  
こういう実態があるわけでございますね。  
今この計画は、平成二十二年度までを目標に計画  
を立ててやつておる、十二年までに経常事業部門  
は何とか改善をしていこうということになつてお  
るわけでございまして、端的に言つて、これは長  
官どうでしようか。今の計画、要員の削減もあつ  
た、請負比率やいろいろなことで努力されている、  
営林署の統廃合など努力もされているが、この計  
画は十二年度に向かつて順調に、着実にうまく  
いつている、こういう御感想をお持ちですか。ど  
うですか。

ただ、経常事業部門を、「これは借金のトータル金額を少しづつ減らしながら目標に向けて進めていく。それから、累積債務が問題でございまして、これにつきましては、土地の売り払い代金が、価格が非常に下落してしまったために、思ったより収入が上がらないというふうなことがありますけれども、財政当局も非常に理解を示してきてくれまして、一般会計から一定の分については補給しようではないかというふうなことで、協議に応じてくれていてるわけでございます。

しかし、先行きのことを見ますと、今回の三月に國産材の需要拡大ということが確実に実現するということを前提といたしますと、国有林材の、今すぐすくすくと育林して育つております人工林、これが五年後には切り出しが一・五倍にふえます。十一年後には二・四倍にふえます。これらがきちんとマーケットにおきまして適正な価格で消費をされると、そういうことになりますと、その部分からも累積債務の償還に充てることができるようになるといふうに思つております。十二年にゼロになるか二十二年にゼロになるか、ということは確信を持てませんけれども、確実に経営改善の方向で運営ができるのではないかというふうに私は見ておりま

もちろん、一般会計からも相当の援助がなければできないことでございますが、これも可能な限り理屈をつけて財政当局と協議をしていきたいと いうふうに考えております。

○堀込委員 これ、長官としてはそういうふうに 言わざるを得ないというふうに思うのですが、財務状況を見ますと、平成六年の収入五千六百九十九億円ですか、そのうちの三千三百三十六億が借入金 ですね。支出五千九百一十九億円、そのうち二千六百五十九億円というのは長期借入金利子・償還金だ。こういうことになつてはいるわけでありま

して、今のお話、答弁はわかりますが、これは本当にそのとおりうまくいのかなという感じを持たざるを得ないのですね。借入金の利子を払うためにまた借りかえをしているというような実情を見つけても、実は大変困難な実態にあるのではなかいか。累積債務の方は着実に、着実にという表現は変であります、毎年二千億以上ずつふえていくというような実態があるわけであります。

どうなんでしょうか。今ございましたが、平成十二年までに、経常事業部門改善期間内に借入金に頼らない経営体質の転換を図る、こうなつておるわけです。十二年といいますと、もうあと、来年度はここまでやつて、再来年度はここまでやつて、もうすぐそこに見えておるわけでありまして、そのため、今申し上げたような民間部門への委託の推進とか要員規模の適正化とか、いろいろな努力をしていくことはわかりますけれども、あるいは一般会計からも繰り入れの増をしていくというようなことが行われていくのであります。しかし、これは本当に可能なのかというふうに思われるを得ないわけであります。

どうなんでしょうかね。今答弁を聞いていて、長官だからそういう言い方なのでしょうが、これはちょっと展望が難しいけれどもさらに計画に沿つて努力する、こう言つているのか、この計画に沿つて努力すれば必ずこの計画は達成できる、こういうふうにおっしゃっているのか。私、やはりこれは長官の責任とかなんとかではなくて、もしそそうであればみんなで考えなければいかぬと思っているからそういうふうに質問しているわけでありまして、その辺は本当に今どういう状況にあるというふうに認識をされておるでしょうか。もう一度ひとつ。

○入澤政府委員 かなり答弁が難しい御質問でございますけれども、今の経営改善計画をやはり我々は着実に進めていかなければいけない。そのためには、相当財政当局にも御理解を得ながら、特別会計、これは非常にメリットがございます、特別会計制度というのは、それと組み合わせて、

○堀込委員 答弁、わかるることはわかるのです。  
しかし一方で、深刻な事態になつてはいるなどという  
感じがする。例えば、累積債務三兆一千億余りで  
すか、これは、林野土地の資産売却収入、それから  
平成十二年以降は経常収支がバランスするので、  
そこから利益をつぎ込んで平成二十二年度までに  
解消するのだ、こういう計画になつてはいるのです  
が、実は、御存じのように土地価格も下落をして  
大分この計画も、林野庁も痛手をこうむったとい  
うふうに思いますし、一方で、十二年度以降一休  
経常収支の方から累積赤字の方へ利益を生み出し  
ながら繰り入れができるかというと、今必死に努力  
しているという姿勢は伝わるのですが、私はなか  
なか難しい問題があるのでないか、こういうふ  
うに思うのです。

きょうは大臣も長官もおそろいですから、やはりこの問題は先送りしていいのだろうかというふうに私は思うのですね。これだけ、三兆円に膨らんで、ほっておけば毎年二千億以上累積債務がどんどんふえていく、という実態、何とかここで、みんなで議論をあからさまにしながら問題点を明らかにして、やはり対応策を講じるべきじゃないか。問題の先送りをするとまた、今いろいろな問

題が起きていましたが、将来いろいろな問題を残してしまうということにむしろなるのではないか。

私が申し上げたいのは、別にこれを、厳しいから合理化などによって乗り切れとかそういうことを言っているのではなくて、山や森林の問題といふのは経済合理性だけではうまくいきませんよ。むしろ森林・林業の問題は、環境、自然保護の立場を加えながら、国民合意のもとでみんなで負担していく仕組みなどを考えながら、この累積債務の問題も処置をしていかなければならぬじゃないか、こういうふうに私は思つてゐるわけでありますから、おづかからわかるわけであります。国民全体に実態を明らかにしながら、借入金をどんどんふやしていく、累積債務がどんどんふえていくというような体質を、やはりここで英断をもつて対応策を検討する時期に來てゐるのではないか。

J.R.の問題もああいうふうになつて、もう大変な問題になつてゐるわけであります。これは私は希望としては、次の大臣に送る、次の長官に送るではなくて、もう私ども期待の大原・入澤コンビで大臣、長官をやつてゐるわけでありますから、やはり、その次の世代に送るということじやなくて、きちんとそういうこととの対応策を考え、次代に明るい、この日本の緑を守り、森林を守る、こういう姿勢、方向性というのを明らかにしておいたきたいな、こういうふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

○大原國務大臣 国鉄は二十七兆円でござりますか、ようやくこれ、一体国費でどうするんだといふ議論を今真剣に取り組もうとしております。そこまでいく可能性もあり得るところまでいかないとやらないといふのは、これはやはりちょっと怠慢でありまして、我々、三兆三千億であります、ほつておいたら委員御指摘のような危機的状況に入していく可能性もあり得ると思います。

二十二年までに累積債務を全部返済できるかと、御議論でございますが、我々は銳意そういつ

た路線の上で作業しているのでありますけれども、やはりこの問題は、だれかがあるとき決断しないといふのは、経済合理性だけではうまくいきませんよ。林業・川上から川下を加えながら、国民合意のもとでみんなで負担していく仕組みなどを考えながら、この累積債務の問題も処置をしていかなければならぬじゃないか、こういうふうに私は思つてゐるわけでありますから、おづかからわかるわけであります。国民全体に実態を明らかにしながら、借入金をどんどんふやしていく、累積債務がどんどんふえていくというような体質を、やはりここで英断をもつて対応策を検討する時期に來てゐるのではないか。

J.R.の問題もああいうふうになつて、もう大変な問題になつてゐるわけであります。これは私は希望としては、次の大臣に送る、次の長官に送るではなくて、もう私ども期待の大原・入澤コンビで大臣、長官をやつてゐるわけでありますから、やはり、その次の世代に送るということじやなくて、きちんとそういうこととの対応策を考え、次代に明るい、この日本の緑を守り、森林を守る、こういう姿勢、方向性というのを明らかにしておいたきたいな、こういうふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

○松前委員長 白沢三郎君。  
○堀込委員 今、決意を聞きました。これは日本の大切な問題ですから、力を合わせてやらなきやいかぬなど、いうふうに思ひますので、ぜひリーダーシップを發揮をされて対応をいたくよろしくお願いをして、時間ですで終わります。

○白沢委員 ちょっとおくれて来たものですから、先輩の委員が今国有林のところをお話をしておつたようでした、その前のところはちょっと聞いておりませんから、もしもダブりがあつたらお許し願いたいと思つております。

それと、大臣は宮崎県の出身であります。それで、大蔵省出身といえども、林業にはあの宮崎県も随分かかわりがあるということで、お聞きをしますと、地元に帰るたびに人の行かないような山奥まで行つて林業のことを見ておる、大変興味がない。先ほどお聞きしましたところ、大蔵省のこ

ともばつばつ言つておりましたし、そういう質疑にさせていただければありがたいな、こう思つております。私は思ひます。

私も、本会議場で林野三法について御質問を大臣にさせていただきましたが、堀込委員も最後におつしやつたとおり、今の林業、川上から川下に至るまでにおいては、恐らくこれでいいと思つている人はないと思っているのです。大変な厳しい要請をしている中でありますし、それだけで問題は解決できないわけでありますから、おつしやつたような抜本策が早急にやはり検討されなければなりません。大蔵省もそれなりに理解はしてお必要があるな。大蔵省もそれなりに理解はしておりますが、一般会計からの繰り入れが全然、やはり正直言つてみみつちいわけですよ、この程度では直りつこないです、これじや。

そういう意味で、やはり委員、どうかひとつ与野党問わざこの問題については大きな声で大蔵省の連中も攻めてもらいたいし、私もまた努力をしていきたいと思うのです。

○堀込委員 今、決意を聞きました。これは日本の大切な問題ですから、力を合わせてやらなきやいかぬなど、いうふうに思ひますので、ぜひリーダーシップを發揮をされて対応をいたくよろしくお願いをして、時間ですで終わります。

○白沢委員 ちょっとおくれて来たものですから、先輩の委員が今国有林のところをお話をしておつたようでした、その前のところはちょっと聞いておりませんから、もしもダブりがあつたらお許し願いたいと思つております。

それと、大臣は宮崎県の出身であります。それで、大蔵省出身といえども、林業にはあの宮崎県も随分かかわりがあるということで、お聞きをしますと、地元に帰るたびに人の行かないような山奥まで行つて林業のことを見ておる、大変興味がない。先ほどお聞きしましたところ、大蔵省のこ

ともばつばつ言つておりましたし、そういう質疑にさせていただければありがたいな、こう思つております。私は思ひます。

一つは、山が荒れていると言われます。確かに荒れおりまして、間伐をしなくてはいけない林部分も半分以下きり間伐されていません。間伐材も山の中に放置されていまして利用されていない。

森林組合に行きますと、外材の輸入の影響もありまして材価が安定しないために、木を切り出した木市場に行きますと、国産材が十分に入つてこないために市が十分に成り立たない。確かに杉の出荷量なんかを見ていますと、対前年比十数%も落ちています。それから、製材工場に行きますと、国産材を当てにしていたのは、せっかく設備投資をしても十分に操業できないので、経営採算が悪化するばかりだ。まさに川上から川下まで三すくみのような状況にあるということを各地で聞いたことがあります。

これは何とかしなくちやいけない、真つ正面から取り上げなくちやいけないということで、山が荒れている状況に対しましては、林業改善資金助成法等を改正して、山村に住んで林業を主業とするながら所得を確保し、定住する条件を整備して山を整備していく。さらに、山の手入れのために労働力を確保する。さらに、何といっても木材需要を拡大しなくてはいけない、外材に負けない国産材の生産、流通条件の整備をしなくてはいけないことが、このままではいけない。これがすべてじやありませんし、これから、私の時間が一時間のところを実は短く切られちゃつたのです。それで質問も時間が余りなくなつたものですから、まず最初に大局的な、森林に対するあるいは川上、川下に対するこれら認識をお伺いをして、そして次に林野三法について個々にお聞きをしたい、こう思つております。

まず最初に、遅きに失したのではないかといふことに對して、大臣あるいは長官でも結構ですがお答え願えればありがたいと思います。

○入澤政府委員 今まで林野三法は一生懸命林業の活性化のために全力を尽してきましたと思うのです。しかし、私、就任してからかなり現場に入りました。これがすべてじやありませんし、これからこの枠組みを前提として年々政策を強化して、何としても我が国の林業の活性化、森林の整備を図つていかなくてはいけないというふうに考えておられるわけでございます。

○白沢委員 明快な御答弁でありますけれども、ぜひとも頑張つていただきたい思つています。

それと、先ほど来から出でおりますが、三兆一千億とも二千億とも言われる累積赤字の件なんですが、これも考えてみますと、国有林に関して財政を投入すべきだ、こういうことは今始まつたこ

とではなかつただろうと思つています。

それと、いろいろな問題を抱えておりますが、森林が抱えておる一番大きな問題は、林業で飯を食えないこと。これにはいろいろな問題がありますが、税制の問題が一番あると私は思つております。すし、いろいろなことを含んでおりますので、どうか大臣の任期中、あるいは長官あるいは林野庁の皆さん方も精いっぱい御努力をされんことを心からお願いを申し上げたいと思つております。

それで大きな問題なんですか。今我が国に二千五百万ヘクタール、実は森林があるのだそうです。それと、この資料によりますと、これは面積で約六七%だそうであります。それで、OECに加盟をしておる主要国の中で六〇%を超えるのは、我が國以外ではスウェーデンとフィンランドである、こういうことだそうであります。確かに、私もスウェーデンに一年間おったのですが、ラップランドを越えてずっとフィンランドに行く、あるいはフィンランドからずっと越えてこちらに来る間は行けども行けども実は森林であります。大変な資源でして、これは我々にとっても驚くほどの資源であります。ですから、そうかなと実は思つておるのです。

それと、人工林の面積は一千万ヘクタール以上  
は約四割を占めている。一千万ヘクタール以上の人工林を有している国は米国、ロシア、中国だ  
そうです。これはもちろん、アメリカもロ  
シアも中国も国土の面積が大きいわけですから、  
これはあつてしかるべきだろうと思っています。  
そういいたしますと、日本は、国土の面積が大変  
小さい中にもこれほど森林の資源を抱えている國  
は、日本の地形からいっても、山が多い、そしてま  
た平場が少ない、こういうことから当然だろうと  
も思っておりますが、この森林が今日資源として  
約三十九兆円にも上る、こうデータが出ておるよ  
うであります、三十九兆円にも上るこの資源を、  
今まで植林もしながら、人工林も含めてずっと  
保ってきた。このことを我々はもう一度認識をす  
る必要があるんだろう。

さらに加えて、これは、森林は国民の健康のため、あるいは治水とか治山とか水の涵養とか、こういうことをも含めて、さらにはこれを経済財として有効に活用をする必要があるんだろう。こういうことを考えてみると、やはり心を引き締めながら、林野庁の皆さん方も、先人が築いてくれたこの森林文化を引き継ぐ必要が必ずあるんだろう。そして、次の時代に、森林と都市と共生できるような新しい感覚を持ってこれをまた推し進める必要もあるんだろう、実はこう考えております。

三十九兆円もあるこの資源で、累積赤字が三兆円、これは考えてみるとおかしいことでして、これは相反することなんだろうと思っております。それと引きかえに、今の現状を見ますと、森林資源はあるわ、しかし森林の労働力はない、そしてまた小規模である。加えて、円高によって外材がどんどんどんどん入ってくる。そして国産材といいますか内地材といいますか、このシェアが二十分何%にまで落ち込んできている。これでさらに今度は森林では飯が食えない。こうしたことになりますと、帰込委員の質問にもあるとおり、幾ら頑張っていても、これはもうよせん行き着くところは決まつてくるようなものだろうと私は思っているんです。

ですから、そこで考えなければならぬのは、この公益的な、あるいは先人が築いてくれた森林とか国土保全とか、こういうものをもつとアピールしながら、そして大蔵省と財政的に交渉をする。弁証法でいってもこれ以外にもうないんじやないか、実はこんな気がしてならない。ですから、そこには税制の問題も含めてあります。大体、先合には、ただ税金だけ取られて、そしてそれを換金することができない。こういう悪循環に現状はなっているんだろう、私はこういうことだろうと思つております。

をした。明くる日の日本農業新聞では、「外材入攻勢や後継者不足など、厳しい状況にあるを、抜本的にこ入れする林業三法案」を提唱した。この一番の特徴は、「認定林家」制度をとして規模拡大を進める「雇用条件を改善し労働力を確保する」「森林所有者と木材業者が携による木材の安定供給」をする、この二本はこれは林業版の新政策だ、これを強力に推します、こう書いております。

確かにこれらは問題は、今の林野行政を考えで、ますと適切なものであるのだろう、こう思つておりますが、大臣にお伺いをしたいのは、今この現状をどう認識をされているのか、さらには、この林野三法を制定するその背景と、それから一番のねらいは何であるのか、このことをお聞きをしたいと思つております。

○大原国務大臣 私もよく山に行くわけでござりますが、私の地域で一番林産地域と言われるところで聞いてみますと、平均経営面積が七ヘクタール程度という人が随分いらっしゃるんですね。七ヘクタールでは飯は食えないわけなんですね。ですから、夏になりますとツタが絡んじゃって、そして下刈りをしてないのですから、木全体がまるで藏王の雪をかぶった木みたいにツタでいっぱいになっちゃっているんですね。これは放置山林なんです。

そういう意味で、零細規模の林地、それが、今までおっしゃつたように、国土保全とかあるいはまた緑の資源、そいつたものにこよなく寄与している、であるにかかわらず、そいつた状況が進行しているということは、極めてこれはもう重大なことであります。そういう意味で、一步でも二歩でも、こういった林地がいわゆる認定林家に集約され、そして全体としての山が効率的な経営に持つていけないかどうか、そういう点に私は今一度の三法のねらいがあるんではないのかな、こう思つております。

次に、林野三法の方に移らしていただきますが、林業改善資金助成法等々、こうございますが、第一の問題で、この五ヘクタール、これが林家あるいは森林を持っている人の大体九割だそうであります。ですから、一〇〇%のうち九〇%は五ヘクタール未満の森林、しかもその所得が七十三万円である、こう出てくるわけ。ですから、この法律のねらいは、規模を拡大をして、そして少しでも食えるような林業、そして外材と対抗できるような低価格の森林、こういうことにつながつてくるんだろうと思います。

そこで長官、お答え願いたいのは、これほど、九割以上の林家が小規模だ、こういうことで、幾ら資金を融資します、この法律で皆さん方のために助けをいたします、こう言つたとしても、もう既に山を持つてゐる人は、異議を広大して林業で販

ではまだこれ、克服できないような感じがしてなりません。先ほどある委員から、消費税率上げてでも山を守るべきだという、そういう認識が国民のコンセンサスになつてもらわないと、水道の蛇口からやららくたら水が出る、それを放漫に使ふ、そしてそれが、だれかこういった供給をしておるのかということをもつとわかつっていたら必要があるんではないのかな、こう思つております。

○白沢委員 平均面積が七ヘクタール、こうおっしゃいましたし、それから、データによりますと、林家一戸あたりの林業所得は七十三万円だそうですが、一年間ですよ。おれのうちは林業やつているなんて言つたって、一年間で七十三万円より収入がないんですから、平均。これで林業に後継者がどうのこうの、もつと規模拡大をやれとかもとと林業を一生懸命やれと言つたって、しょせん無理ですよ、これは。七十三万といったら普通のサラリーマンの一ヶ月の給料じゃないですか。住専の問題では、一ヵ月幾らもらっているんですか、あれ。ですから、これは年間所得七十三万ですから、今の状況をもう少し考える必要もあるんだろう、こう思つております。

を食おうとか、あるいはもつと整備をしていい材木を、もちろん草刈りから枝打ちから間伐からずっと手間をやつて、いい材木をつくって出そう、こういう意欲のある林家はほとんどないと思つてゐるのです。ですから、この法律を制定したとしても、規模拡大といえども、実際にそこに積極的に参加をする林家がどのくらいあるのか、私は、実はここが本当に疑問の点であります。

制定をする、これは大変にいいことがありますが、そのことを考えますと、これから林野庁もどう指導をして、どう大規模化を促進あるいは誘導するか、お答え願えればあります。

○入澤政府委員 林地の、山林の所有実態は今先生御指摘のとおりでございまして、とにかく五ヘクタール以下の零細な林家が全体の林家の九割を占める。さらに、最近の状況といたしまして、不在村の山林地主が二百万ヘクタールも山林を所有している、これは民有林全体の二二%です。要するにこうなことが、先ほど申しました山が荒れている状況というのをつくっている基本的な原因ではないかと見ておるわけであります。

そこで、こういう零細な林家の山を森林組合なり森林整備法人なり、あるいは意欲的に林業経営をやつている人たちに引き受けてもらつて、所有権の取得によって引き受けれる場合もあれば施業の受委託によって引き受けれる場合もあると思いますが、いろいろな形で引き受けてもらつて、そして山の整備をやつていかなければいけないというふうに考えたわけであります。

同時に、山村に定住して林業を主業として、プラスアルファとして専用林産とかグリーンツーリズム、観光農業あるいは観光林業、あるいはそのほかの所得手段を組み合わせて一定の林家所得を確保して、定住をしてもらい山を持つてもらつのだ、そういうふうなこともねらつてこの法律は考えたわけであります。

どういうふうになつていくのかという御質問でございますけれども、どの程度の森林所有規模であれば自立的な林業経営になるかということはな

かなか一概には言えません。樹種によつても違いますし、それからまた持つてある山の林齢構成によつても違います。したがいまして、一概には言えませんけれども、全国各地に零細ながらもきちんとやつてある林家が幾つかござります。その林家の例を参考にしながら運動の指針をつくつて、全国的に普及していきたいというふうに考えたわけであります。

例えば埼玉県のある林家では……（白沢委員「委員長」と呼ぶ）よろしくございますが。

○白沢委員 質問の要項を出しておいたものですが、これから質問しようとしたところを長官がさあつと答えておられるのですから、これは申しわけございません。

それで、大規模化、これは大変に結構なことだろうと思つて、ただ、先ほど私が申し立てたように、林家の一年間の平均所得は七十五万円、そして五ヘクタール以下、これで大規模化、大規模化ということで資金を出せる余裕があるのか、そういうふうなことを考えておる林家がもつと大規模化をするために、そういう大規模な林家のためには偏りはないだろうか、あるいは偏りはないだろうか、実はこういう懸念があるものですから質問させていただきました。

複合経営、シイタケとかいろいろなもの、これと長伐期のこと、伐採時期を延ばそう、こういうことの御質問をさせてもらいたいと思っております。

○白沢委員 一生懸命頑張つていただきたいと思うものですから、次の問題に飛ばさせてもらいます。

それと、まだたくさんあるのですが、時間がないものですから、農業も御承知のとおり、これから農業の大規模化、大規模化をする意欲がある林家を育成していくか、これが林業労働条件全体を含めて林業経営の改善をすることです。だから、農業の場合は、農業基盤強化法のねらいでございました。

複合経営、シイタケとかいろいろなもの、これがなかなかのものだということを指したわけではございません。林業も全く同じであります。

二番目の問題でござりますけれども、それではどうなすことかどりかどりかどりかと云つておられます。

仮に試算してみると、木材生産による収入のみで年間四百万円の林業所得を得る、これは、所得率五割としまして総所得は八百万円になりますけれども、仮に条件として平均的な規模を推定いたしますと、林齢ごとの森林面積が同一だとか、あるいは各年均一の森林面積の伐採ができる状態になつておるとかいうふうなことを前提にし、さ

らに現在の立木価格、杉でいりますと立法当たり一万六千七百四十円、ヒノキでありますと立法当たり二万七千円ちょっと、これを前提にして計算いたしますと、杉を五十年で伐採する場合には四十ヘクタール程度、それから同様の条件下でヒノキの場合は二十五ヘクタール程度に計算ができます。さらに、これが長伐期施業というふうなことで大径木の価値の高い木材を生産するようになりますと、この四十ヘクタール程度と二十五ヘクタール程度と、より小面積でも同様な所得が得られる計算ができます。

具体的には、こういうふうなことを前提にしながら、各地の実情に合わせまして都道府県に指針を示して、都道府県が基本構想をつくるというふうな仕組みにしてあるわけでございます。

○白沢委員 一生懸命頑張つていただきたいと思うものですから、農業の場合は、農業基盤強化法のねらいでございました。

複合経営、シイタケとかいろいろなもの、これがなかなかのものだということを指したわけではございません。林業も全く同じであります。

このシイタケあるいは特用林産物というのは、資料によりますと、毎年全国で四千億円に上る、こう言われております。しかし、近年、円高によつて輸出が減少する一方、中国からの安価なシイタケの輸入が急増し、国内価格は低下する傾向にあり、加えて山間地域の過疎化、高齢化の進行が著しく、労働力確保に不安が残つておる、こう書いてあります。

それで、ちょっとお聞きしたいのですが、中国あるいは各地からシイタケなどの輸入が増加をしておる中で、特用林産物の複合化で経営の強化が本当になされるのかどうか、これが実は林家の皆さん方の不安であります。このシイタケをつくる、あるいはナメコをつくる、あるいはもちろんワラビもゼンマイも含めてでしようけれども、これに力を入れて、特にシイタケですが、大臣のわきの

大分なんかは有名でありますけれども、これで複合経営をやつて果たして大丈夫なのだろうか、実はこういう不安があります。

それともう一点は、相反するようですが、長伐期、今のこの法律で伐採時期を延ばして、そして高所得を得よう、こういうことをうたつて、いるようになりますが、一年なら一年、五年なら五年、伐採時期を延ばす、このときの収入と、それから今のが伐採時期のまま時期が来たら切ってしまって、こういうところのギャップが大体どのくらいあるのか。

から、一年でも二年でも早く伐採をしてお金にかえたい、こういうことがあるのだろうと思いますが、今、何年か後に伐採時期を延ばすということになりますと、この間の金額の差額あるいは現金化できない、このことについてどう考えておられるのか。さらには、長伐期化をした場合と現在との収入の金額の違い、大体どのぐらいの目安でおられるのか、お聞きをしたいと思っております。

○入澤政府委員 質問が多岐にわたっておりますので、十分に答えるられない場合にはもう一回御質問いただきたいと思います。

まずは、複合経営の対象作物としてシイタケとキノコ類というのが挙げられております。これは、長期見通しによりますと、まだまだ日本では需要がふえるだろうと見ていてますが、御指摘のとおり中国等から輸入もふえています。しかし、これは私は、最終商品としてのシイタケの商品化の段階で、もう少し一般家庭が安易、簡単に食べられるような仕組みをつくることが必要ではないかと思いまして、今、研究会等を設けまして奨励はしているのですが、そのようなマーケットリサーチ、川下から消費者ニーズに対応した生産を志向するということを組み合わせながら、複合経営の対象作物を選択するよう指導していくたいというふうに考えております。

それから、シイタケだけではなくて複合経営の場合には、木炭とかそれからその他のグリーン

ツーリズム等による、林業観光等による所得といふことを考えていくたいというふうに思つております。

それから、長伐期にした場合にどのようになるかということでござりますけれども、現在の地域森林計画では、標準的な伐期輪として、杉では三十五年から四十五年、ヒノキでは四十年から五十年程度というふうに見ております。長伐期にしますと、長伐期は標準伐期輪から十五年以上超える施業を一応考えているわけですが、その間の所得が得られないということで、各地ではい

例えば、所有面積百五十ヘクタールのうち七十九ヘクタールを長伐期化する林家の例を見ますと、その間に干しシイタケを二百キログラム生産して、年間六百万円の林業所得を上げている熊本県の林家の事例もございますし、それから、所有面積六十ヘクタールのうち三十ヘクタールにつきまして長伐期化して、生シイタケを三千キログラム生産して、年間四百万円の林業所得を上げている、長伐期による所得の減少を専用林産物生産との組み合わせで補てんしている、所得を確保していくという事例等がございます。このような事例を各地に見出しながら、各地の実態に合わせて具体的な基本方針を示していくかたいというふうに考えておわけでございます。

それから、長伐期にしますと、やはり材価が非常に高くなるというような一般的な傾向がござります。これは、やはり大径木に対する需要が非常に大きいということございまして、その間、やはりいろいろな長伐期に対する林業生産基盤上の助成措置等を講ずることによって、これを円滑に進めたいきたいというふうに考えております。

○白沢委員　これは後でもう少し詳しくお聞きを願えればと思つております。

もう時間もございませんので飛ばさせてもらいますが、次に、労働力、林業労働者の問題であります。

これは、まずお聞きをしたいのですが、ある資

料によりますと、都会からのUターンをねらって大阪の高槻市の森林組合、あるいは和歌山県の、どこかは知りませんが組合で、大変に効果的な新

規参入、これをやつておる。こうお聞きをしたのですが、どこでどういふことをやつておるのか簡単で結構ですから御説明願えれば。

ここでは、森林組合合作業班におきまして、平成五年から平成七年の三年間で、都市出身者を含め百五十一人、県内から七十八名、愛知県四十三名、東京都、大阪府各五名というふうな新規参入を得ることができたというふうなことが指摘されております。

これは、理由を聞いてみると、若年層を中心とする自然志向の意識の高まりとか、ライフスタイルの多様化で、自然環境を保全する林業に対する魅力を感じるとか、そういうふうなことが理由だというふうに指摘されております。これは一岐阜県の例でございますが、そのほかの県でも、こんなに人数は多くありませんけれども、かなり報告がございます。

○白沢委員 今長官がお話をされたものは、きち

かしたものは、大多数の林家は、それほどきちんと持つてないのが実態だろうと思つております。  
ちなみに、この労働力でありますと、林家に携つて労働をしておつた方は、昭和三十五年に十四万人おつた、平成二年には十一万人と大幅に減少をしております。四十四万が十一万になる、この減少はしばらくずっと続くであろう、こうも実は言われております。

それと、平均年齢が、ほとんどが五十歳を超えておる。こう考えてみると、これから林業で、森林も含めて、川下の林業、製材業等々の労働も含

めてであります。これをおいかに改善をして、若い人、後継者を引きつけるのか、これが大きな課題だらうと私は思つております。

その中においては、もちろん機械化であるとか雇用の面、保険の面、あるいは日給のものを月給に変えるとか、あるいは森林組合の統合、合併等々もこれは含まれておるのでしようけれども、このまま力を余り入れずといいますか、この林野三法ができるも、このまま推移をしたら、五年先、十年先、実際に林业労働者がどのくらいの数になつて、どのようになるのか、この指針をある程

度示していただかなければ、我々としても理解に苦しむところが実はあるのです。指針がありましてお知らせを願いたいと思っています。

○入澤政府委員 御指摘のとおり、昭和三十五年には四十四万人ありました林業労働者が、平成二年の数字では四分の一の十一万人まで減少し、さらに、五十歳以上が七割と、高齢化が進んでおります。

現在、新規高校卒業者の林業への就業状況は、二百人を超えているところで推移しておりますけれども、今後新規参入の状況がこのまま推移するといったましますと、林業就業者は、コウホート分析という手法で分析してみますと、平成十二年には五万人強に減少するという試算が一つございま

これに対しまして、今後必要とする林業就業者はどのくらいかということを試算してみますと、将来、全国森林計画で定める計画量を実施する場合に、機械化を大幅に促進し、雇用につきましても一人当たり年間就労日百八十日というふうに大幅に見込んだ場合には、基幹的な林業労働者が少なくとも六、七万人以上必要であるというふうな計算があります。

ければいけないというふうに私どもは考えております。

○白沢委員 このまま推移をすると、平成十二年で五万人、もっと減るのだろうと私は思っております。しかし、国産材の時代、あるいは内地材の時代、外材を頼らなくとも資源が多いわけですから、内地材、国産材でこれを適応できるという人数は六、七万でありますと、わかりました。

次に、時間がございませんので、また飛ばさせさせていただきますが、林業の機械化でちょっとお聞きをしたいのです。

最近出でるがハーベスター、プロセッサー等々の随分高い機械であります。森林に活用して、その効果が出ておる。私も現実にこれを見せていただいたのですが、大変にいいもので、しかもこれは労働の改善に役立つと思っておるので

ただ、難点は、これは非常に金額が高いのです。物すごく高いのです。しかも、普通の林家の皆さんは、この機械を買つてどうしようというの、これは実はとても無理があるのだろう、こう思つております。

それで、私も調べてみたのですが、それらの機械化、これは林野庁も推し進めておる施策の一つなのですが、機械化を進めるに当たって、このハーベスター、プロセッサー、この機械等々を購入するときに何か財政的に積極的な支援の措置があるのかどうか、お聞きをしたいのです。補助があるのか、あるいは支援の何かがあるのか、お聞きをしたいと思います。

○入澤政府委員 おかげさまでといいますか、林業の機械化もいよいよ本格化してまいりまして、昭和六十三年にはたった二十三台きり高性能の林業機械はなかつたのですが、平成六年度末では約一千台に近い台数まで今先生御指摘のような機械が入ってきたわけでございます。

このような機械を導入するに当たっては林業改善資金助成法に基づく無利子資金等が用意されておりましたけれども、個々の林家が持つには余り

にも高額過ぎて、これはまた經營を圧迫しかねない

ことなどでございまして、今度は林業労働力確保支援センターにおきまして機械を一括して購入して、そしてそこからレンタルをするというふうなことを考えていただきたいと思つております。

○白沢委員 次に、木材安定供給の特別措置法の方に移りたいと思つております。

これもいろいろ議論のあるところでありますけれども、日本は資源が多い。しかも、にもかわらず外材も入つておる。このような状況を放置しておつたならば、我々日本にとってはこれは大変なことになるのだろう、こういうことではあります。

しかし、この法律で一番懸念をするのは、もちろん川上の森林伐採等から川下の製材工場あるいは消費者までにわたる間、一番の大きなねらいは安定的な供給を目指すことだらうと思つております。これがいろいろな問題に尽きたと思つております。これはいろいろな問題がございまして、それから消費者は消費者でいる方でこの機械を買つてどうしようというの、これは実はとても無理があるのだろう、こう思つております。

ただ、大きっぽに考えてみて、これらを推し進めるに当たって、本当に安定的に供給ができるのかどうか、このことをお伺いをして、さらに、でき

かうか、このことをお伺いをして、さらには、でき

かうか、このことをお伺いをして、さらには、でき

かうか、このことをお伺いをして、さらには、でき

かうか、このことをお伺いをして、さらには、でき

かうか、このことをお伺いをして、さらには、でき

かうか、このことをお伺いをして、さらには、でき

かうか、このことをお伺いをして、さらには、でき

たいという声が圧倒的に強いのです。

これに対しまして、今回の法律、制度では、その川上の森林組合群とそれから川下の製材工場群とが、例えれば一年間に一万立方とか三万立方とか安定的な材を供給する契約をきちんと入れて、それからまた集成材の施設をきちんと入れて、材を補強して、外材に打ちかつ条件をつくらなくしてはいけませんし、さらに一步進めれば、プレカット等によりまして流通経費を削減するというふうなことで、全体としてコストを下げていくよう対応をとらなくてはいけないというふうに考えております。

そのような施設整備することに対しましても、今回は財政、金融両面から助成措置を講ずることにしておりますけれども、まずはこの安定的な契約取引を進めるのだということで法律、制度を考えたわけでございます。

具体的には宮崎県の耳川流域、ここにおきまして、既に安定的な木材の販売先が確保されて、そして素材生産量が安定的に増加しているという事例もござりますし、ほかの県におきましても同様な事例がござります。このような事例に学びながら、各地域において具体的な指導をしてまいりたいといふふうに考えております。

○白沢委員 それでは、最後の質問に移りたいと思つております。

長官、最近外国から住宅を輸入する、あるいはツーバイフォー、セキスイハイムとかなんとかいろいろございますが、ツーバイフォーの方式の住宅は川下の話でありますけれども、これが物すごい勢いで実は急成長をしております。それと輸入住宅を、これはもちろん自由化で促進をする、こういう方針になつておりますし、これらの建築を、できたものを、あるいは部材を見せていただくと、

こういう振興を林野庁はしているにもかかわらず、片方では外材を使つてツーバイフォーの住宅をつくりながら急成長をしておる。この差は何ですか。

あるいは安定期的に供給できないからとかいろいろあります。乾燥の面とか価格の面であるとか、あるいは安定期的に供給できませんからといろいろあります。こう考えてみると、実はいろいろな問題があります。乾燥の面とか価格の面であるとか、あるいは安定期的に供給できませんからとあります。これらのことを考えてみると、林野庁が望んでおる安定的供給、国内産の材木を用いてもらおう、こういふものと逆行しておるような気が実はするのです。

といふことは、ツーバイフォーの住宅ができるればできるほど内地材の材木を使わないというこ

とに相なりますし、そういたしますと、今までの在来工法の住宅を建築しておつたものがそういう方向に変わることになりますと、工務店あるいは中小の大工さん等々まで実は相当影響が出ております。それで、大工さんも工務店も、最近ではオーダーの住宅をつくるのが少なくなつて困つておる、実はこういう現象も出ておるのであります。それは何か別の方法を考へて、例えば公共建築物の分野にまで林野庁は入つていて、学校は木造でつくるのがいいとか、あるいはレンガ、これは木レンガと実は言いますが、

それともう一点は、木材供給を今そのまま放置をしておくのではなくて、消費者のニーズに合わせるように、あるいはもつと別な方法を考へて、例えば公共建築物の分野にまで林野庁は入つていて、学校は木造でつくるのがいいとか、あるいはあるいはある場所では、橋はコンクリートではなくて木でつくるべきだ、こういうことで、ある自治体では率先してそういうものをやつておる例もある

私の地元の新潟県の山北町では、これは林業も盛んな町でありますが、まず第一に学校をつくるには木造でつくつた、公衆便所も木造でつくつた、公園の中に木を逆にして丸太のままつくつておく、これは今あちこちで実は見られておりますが、あるいはある場所では、橋はコンクリートではなくて木でつくるべきだ、こういうことで、ある自治体では率先してそういうものをやつておる例も

あります。そういたしますと、片一方では森林資源がたくさんある、内地材を使おう、使わせていただこう、それが困難である。そこを何とか解消していただき

でありますけれども、学校を一つ例にとりますと、普通の学校をつくるより木造でつくった場合は二倍から三倍値段が高いそうです。こういうことは、もちろん手間賃もずっと全部含めてでありますが、完成をいたしますと二倍から三倍、これは高くなっています。

それと公園でも、木のレンガを使っておるのは最近ばつぱつと見られます、これは林野庁さんあるいは大臣も含めであります、どうなんでしょうね。木造の学校をつくった場合、補助金を特によ。木造の学校をつくった場合、補助金を特別に考えるという方法がない、あるいは公園でこれから下のれんがの部分は必ず木れんがを使いなさいとか、私はこう思つておるんですが、実際、公物に対してもういう決まりはないんだそうですが、それは施行者の自由なんだそうですね、この辺のところがあるのかないのか。あるいはまた、横の連係プレーを密にして木材を使う施策をもつと強力に講じる気があるのかどうか。これがなくては私はほとんど不可能だろうと思つております。

それと、ちょうど時間であります、最後に、質問といいますか、私の考えなんです、冒頭にも申したように、森林を活性化させるには税制も含めてとにかく飯の食える林業あるいは森林のある川下の製材業等々も含めて施策を講ずべきであらうと思っております。それと、今までのよう、これは財政的な問題が出てくるわけであります。大蔵省と間伐材あるいは林道の整備補助のために金が欲しいとかいろいろなことをやる、これは今までの政治手法のパターンだらうと思つておりますが、農林水産省でよく農水省、農水省といふ言葉を聞きます。林業はどこに行つた、林野庁があるのに農水省とは何事だと私は感じておるんですが、そのぐらい林野行政は、農林水産省あるいはほかのところにおいても片隅に置かれているような気も実はしないわけでもないんです。それが我々も非常に残念でございまして、これからはもう少し積極的に都市と、あるいは平場と山手、山間地、林業、これが共生できるような方法を

もっとPRしながら、大蔵省との財政の折衝も今後方針を変える必要があるんだろう、実はこんな感じがしております。

最後の二点だけ、簡単にお答えを願つて、質問を終わります。

○入澤政府委員 簡単に申し上げます。

ツーバイツーバイ工法につきましては、現在のところ外材が大部分使われておりますけれども、今回法律案を契機にいたしまして、ツーバイフォーワー工法に対しまして国産材を使う仕組みを考えていきたいと思っています。

それから、公共施設につきましては、現在私どもで具体的に各都道府県、地方自治体の公共施設の建設計画というのを把握しております。その把握した結果に基づきまして、国・県それから関係団体が一緒になりまして木材を使ってもらう具体的な折衝に入るように督励をしているところでございます。

それから、森林の活性化につきまして、税制等につきましてはさらに一層の検討をやっていきたいというふうに考えております。

農林省の問題につきましては、私は昔農林省の時代に入ったものですから相変わらず農林省と言つておられるのですが、できるだけ農林水産省と呼ぶように職員にも徹底していきたいと思っています。

○白沢委員 以上で終ります。ありがとうございました。

○松前委員長 藤田スミ君。

○藤田委員 私は、この林業三法についてお伺いいたしますが、まず、今回の三法の中核的な法律

である林業改善資金助成法及び林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案についてお伺いをいたします。

この法案を見ますと、目的規定が変わつております。「林業経営改善」を「育成すべき林業経営の経営基盤の強化」というふうに改めたわけであります。そこで心配をいたしますのは、公的資金の貸し付けを今後は育成すべき林業経営規模拡大の

方向性で絞つてしまふのではないかという点であります。そのことは、規模拡大を志向しない林業者が排除されてしまうんじゃないかという点でお伺いいたします。

○入澤政府委員 私どもとしましては、林業経営の改善の手法といたしましては、単に経営規模の拡大ということだけではなくて、それぞれの林業経営の実情に応じまして、経営の複合化であるとか伐期の長期化等さまざまな手法を考えたわけでございます。したがいまして、具体的に意欲的に林業経営をやろうとする能力と意欲のある方々が作成した林業改善計画を認定して、そこに施策を集中するということを考えているのでございまして、経営規模の拡大を図ろうとする者のみを支援策の対象とするということは考えておりません。

○藤田委員 ということは、例えば「生産方式の合理化」として想定しておられるもの、御説明いただけますか。

○入澤政府委員 小規模な山林所有者でありますても、一つは、先ほど申しましたような零細な林家、不在村の山林、林種の山の施業を受託をするということで経営規模を拡大するという場合もございまして、それと加えまして、特用林産物等の経営を取り入れていく、こういうことも経営改善の一つの方法として十分に認定していくかなければならぬというふうに考えております。

○藤田委員 先ほどからも九割を超える小規模な零細經營に今の林家の実態はなつてゐるんだといふことが言われておりました。私は、規模を拡大することが悪いと言うわけでは決してありませんけれども、現実、小規模な経営状態がもう圧倒的に占めているわけです。したがつて、今後当然、林業を見るならば、その零細林家と林業組合、そして規模拡大経営の林家という併存状況になるといふふうに考えるわけです。そこが有機的に進展していかなければならないわけで、もし一部の経営

拡大林家だけの育成に施策が限定化されていくなら、逆に今後の林業発展に障害をもたらすことになるのではないかと考えます。

この点で、私は、経団連の農政問題委員会森林部会が昨年の九月十八日に出しました「持続可能な森林経営の効率的な実現に向けて」という文書を見ましたけれども、そこにはこういうことを書いていました。「適切な森林施業を実施する経営へと誘導する観点から、税制・金融・財政上の措置については森林施業計画の達成度等に応じ大幅に格差を付ける方向で再編すべきである」。もう一つ、「経営感覚に優れた企業形態の大規模事業体の育成に向けた措置を集中的に講ずることが望まれる」と述べております。その点、今回の法案でそのように進めようとしていらっしゃるのかどうか、施策の面でお伺いします。

○入澤政府委員 林業経営につきましても、農業経営も同じでございますが、大きいことはいいことだということではないと私は思つていています。効率という物差しだけですべて推しはかつてはいけないのであって、先ほどから御質問にもありますけれども、大変内部経済効果の大きい山林といふものを維持管理しているわけでござりますから、私どもは、今回の経営基盤強化に専念するこの法律につきましても、単に大きなものだけを対象にすることではなくて、零細な林家であつても、その山村に住んで山の維持管理に意欲的に取り組むんだという方々が、従来の惰性でやるのではなくて、新しい手法なり新しい目標なりを掲げて経営改善計画をつくった場合にそこに施策を集中するという考え方でございまして、経団連の考え方と全く同じということではございません。

○藤田委員 それでは、大臣にお伺いをしたいと思います。

日本の林業経営の発展の最大の条件は、無秩序な外材輸入の規制にある、私はそういうふうに考えています。そこには全く手をつけずして林業経営の発展はあり得ない。そのことは九四年度の林業白書でも、「木材産業は、現在、円高の進行等に

伴う外材輸入の増大、木材価格の低迷等により困難な状況に直面している。これに伴い、それぞれの時代と状況に応じて森林文化の展開とその世の中に對する発信の場となってきた山村の活力も低下している。「まさに正直に描かれているわけあります。」大臣のこの問題に対する認識をお伺いしたいと思います。

○大原国務大臣 この林野三法を大臣室で議論す

るときに、「一体だれが、自由化をした責任者はど

の大臣だ」ということで調べてみたのであります

が、それは三十六年なんですね。その当時、山につ

いては国際競争力抜群だという認識で、それはも

とより所得水準も今より非常に低い時代であります

した。コストも安い時代であります。それが三

十六年から三十年以上たって日本の経済構造が非

常に変質をしたわけでありまして、所得水準も世

界水準並み、こういった状況になろうということ

は恐らく当時考えていなかつたんじゃないかな。

河野大臣の三項目というのを読みましたら、

大変自信満々なんですね。

したがって、状況が著しく変わった中で、先日

もモンデールさんが私のところへ来られまして、

の方は、何か知りませんが、やはりアメリカの

大使というのは天下国家はそっちのけで、ツーバ

イ・フォーのお話ばかりして帰られたわけであります。

そういったセールスマント大使であるとい

うこと、やるわいなと思って私は聞いておりま

ましたが、最後には、いろいろおっしゃるけれど

も、我が国は山の国である、今現に自給率が二割

水準に落ちたということはこれは異常な事態であ

る、したがつて我々は我々の山を利用するのを

まず第一に考えなければならぬ、ないものはそれ

は買うでしようということを申し上げたら、変な

顔をして帰られたのであります。実際問題として

この輸入の問題がやはり基本的なフレッシャー

になつてることは委員御指摘のとおりであります。

だからこれを克服する道として三法を出したと

言いながら、この三法でそれじゃ答えが出ますと

いうことは、私は言い切る自信はございません。

したがつて、いろいろの機会に、関税率を下げる

とかゼロにしろとか、丸太はゼロでござりますけ

れども、そういう問題については、やはり我々

は国内産業のことを考えながら積極的に発言をし

ていかなければいかぬな、こう思つております。

○藤田委員 まことに率直に御答弁をいただきま

した。要するに、具体的に、無秩序な外材輸入の規

制については、今後大臣は、関税率のことなど、そ

の輸入規制に取り組んでいくといふお考えです

か。もう一度そこのところを明確にしていただき

たいわけです。

○大原国務大臣 ウルグアイ・ラウンドでお約束

した部分があるのでね。だからそれの外枠でや

れ、こうおっしゃるわけなんですよ。そんなこと

はできない。それが、カナダの食糧大臣がやはり

そんなことをおっしゃるわけですね、ウルグアイ・ラウンドの別枠でやりなさいと。そういうこ

とはできないということで、我々はその既定路線

を守っていくことが大事だ、こう思つてお

ります。

○藤田委員 そういう大臣の山を守る責任者とし

ての大事なお立場を、まさに農水省を除いて、建

設省、法務省、厚生省、通商産業省、これがことし

の三月二十六日、住宅建設コスト低減のための緊

急重点計画、というのを打ち出しました。この中身

というのは、まさに輸入住宅をふやさんための

規制緩和、そのことがあるこの中にあるわけで

あります。こういうようなことで本当に規制でき

るのか。

○大原国務大臣 問題はツーバイファーオー工法の問

題でございまして、日本の建築基準と向こうの建

築基準が違う、そのすり合わせをすべきである、

こういう規制緩和が私はその要点ではなかつたか

と思つております。

正直言いまして、木材関係をスレバーリー一条

の戦略的な物資にしようというような動きさえア

メリカはあるわけでございます。我々は、この問

題については本当に精力的に取り組んでいかなけ

れば、なおこのままざるするいつたら大変なこと

になるなという感じを私は非常に強く持つてお

ります。まして、閣議ではそれなりの発言はしたつもりで

ございましたけれども、アメリカさんの動きという

のは相手構わず横ひじ食らわしていくとい

いわゆる一方的な議論が非常に多いわけでござ

りますので、我々はそれに対してもやはりはつきり

物を言つていく仕組みが必要ではないのかな、こ

う思つております。

○藤田委員 いや、まことにつけきり物を言わな

ければ、日本の農業も林業も水産業もそうですが、

林業なんというのは典型的な形で本当につぶされ

ていつているわけですから、私は改めて本当に輸

入規制という問題についても取り組んでいくつ

ついたいということを申し上げておきたいわけ

です。

アメリカは、日本という国は全くアメリカの要

求どおりに柔順に、異常なほど柔順に従う国だと

いうことを言つたことがありまして、その言葉の

ついでに、柔順だからこそ余計に無理を吹つかけ

ます。

本当にそういうことでは困るわけであります

て、しかも私が驚いたのは、これは九日ですから、

おとといの日経新聞ですが、もう見開きで、輸入

の住宅だとかあるいは建設資材・設備を大いに活

用していくんだということを広告を出している。

そのトップに中尾建設大臣が、「海外建設資材・設

備の積極的な活用を通じて、新たな国際的な連携

政策になりはしないかと考えるわけであります。

いかがでしようか。

○大原国務大臣 橋本内閣の中で、日本の山を守

る責任者は私であります。ですから、内閣のさま

さまな諸方針が出される中で、やはりそれに対し

てくぎを刺し、批判する立場にあるのは農林水産

大臣しかいないわけでございますので、我々はそ

ういった考え方を、非常に大事な問題でございます

から、やはり、そうでござりますかということを、

内閣の方針をつくる前に議論をしていかなければ

ならぬな、こう思つております。

○藤田委員 そういう大臣の山を守る責任者とし

ての大事なお立場を、まさに農水省を除いて、建

設省、法務省、厚生省、通商産業省、これがことし

の三月二十六日、住宅建設コスト低減のための緊

急重点計画、というのを打ち出しました。この中身

というのは、まさに輸入住宅をふやさんための

規制緩和、そのことがあるこの中にあるわけで

あります。こういうようなことで本当に規制でき

るのか。

○大原国務大臣 問題はツーバイファーオー工法の問

題でございまして、日本の建築基準と向こうの建

築基準が違う、そのすり合わせをすべきである、

こういう規制緩和が私はその要点ではなかつたか

と思つております。

正直言いまして、木材関係をスレバーリー一条

の戦略的な物資にしようというような動きさえア

メリカはあるわけでございます。我々は、この問

題については本当に精力的に取り組んでいかなけ

れば、なおこのままざるするいつたら大変なこと

になるなという感じを私は非常に強く持つてお

ります。まして、閣議ではそれなりの発言はしたつもりで

ございましたけれども、アメリカさんの動きという

のは相手構わず横ひじ食らわしていくとい

いわゆる一方的な議論が非常に多いわけでござ

りますので、我々はそれに対してはやはりはつきり

物を言つていく仕組みが必要ではないのかな、こ

う思つております。

○藤田委員 いや、まことにつけきり物を言わな

ければ、日本の農業も林業も水産業もそうですが、

林業なんというのは典型的な形で本当につぶされ

ていつているわけですから、私は改めて本当に輸

入規制といふ問題についても取り組んでいくつ

ついたいということを申し上げておきたいわけ

です。

アメリカは、日本という国は全くアメリカの要

求どおりに柔順に、異常なほど柔順に従う国だと

いうことを言つたことがありまして、その言葉の

ついでに、柔順だからこそ余計に無理を吹つかけ

ます。

本当にそういうことでは困るわけであります

て、しかも私が驚いたのは、これは九日ですから、

おとといの日経新聞ですが、もう見開きで、輸入

の住宅だとかあるいは建設資材・設備を大いに活

用していくんだということを広告を出している。

そのトップに中尾建設大臣が、「海外建設資材・設

備の積極的な活用を通じて、新たな国際的な連携

政策になりはしないかと考えるわけであります。

いかがでしようか。

○大原国務大臣 この林野三法を大臣室で議論す

るとときに、「一体だれが、自由化をした責任者はど

の大臣だ」ということで調べてみたのであります

が、それは三十六年なんですね。その当時、山につ

いては国際競争力抜群だという認識で、それはも

とより所得水準も今より非常に低い時代であります

した。コストも安い時代であります。それが三

十六年から三十年以上たって日本の経済構造が非

常に変質をしたわけでありまして、所得水準も世

界水準並み、こういった状況になろうということ

は恐らく当時考えていなかつたんじゃないかな。

河野大臣の三項目というのを読みましたら、

大変自信満々なんですね。

したがって、状況が著しく変わった中で、先日

もモンデールさんが私のところへ来られまして、

の方は、何か知りませんが、やはりアメリカの

大使というのは天下国家はそっちのけで、ツーバ

イ・フォーのお話ばかりして帰られたわけであります。

そういったセールスマント大使であるとい

うこと、やるわいなと思って私は聞いておりま

ましたが、最後には、いろいろおっしゃるけれど

も、我が国は山の国である、今現に自給率が二割

水準に落ちたということはこれは異常な事態であ

る、したがつて我々は我々の山を利用するのを

まず第一に考えなければならぬ、ないものはそれ

は買うでしようということを申し上げたら、変な

顔をして帰られたのであります。実際問題として

この輸入の問題がやはり基本的なフレッシャー

になつていることは委員御指摘のとおりであります。

だからこれを克服する道として三法を出したと

首脳会談で、住宅の輸入が一層促進できるような

ことでも最近の新聞で書いておりますけれども、

これは本当にけしからぬ話ですね。せつから大臣

が今おっしゃったように山を守る責任者としてそ

ういう問題には一々くぎを刺していきたい、くぎ

を刺すものを除いたらくぎを刺すのがないわけ

です。

本当にそういうことでは困るわけであります

て、しかも私が驚いたのは、これは九日ですから、

おとといの日経新聞ですが、もう見開きで、輸入

の住宅だとかあるいは建設資材・設備を大いに活

用していくんだということを広告を出している。

そのトップに中尾建設大臣が、「海外建設資材・設

備の積極的な活用を通じて、新たな国際的な連携

政策になりはしないかと考えるわけであります。

いかがでしようか。

○大原国務大臣 この林野三法を大臣室で議論す

るとときに、「一体だれが、自由化をした責任者はど

の大臣だ」ということで調べてみたのであります

が、それは三十六年なんですね。その当時、山につ

いては国際競争力抜群だという認識で、それはも

とより所得水準も今より非常に低い時代であります

した。コストも安い時代であります。それが三

十六年から三十年以上たって日本の経済構造が非

常に変質をしたわけでありまして、所得水準も世

界水準並み、こういった状況になろうということ

は恐らく当時考えていなかつたんじゃないかな。

河野大臣の三項目というのを読みましたら、

大変自信満々なんですね。

したがつて、状況が著しく変わった中で、先日

もモンデールさんが私のところへ来られまして、

の方は、何か知りませんが、やはりアメリカの

大使というのは天下国家はそっちのけで、ツーバ

イ・フォーのお話ばかりして帰られたわけであります。

そういったセールスマント大使であるとい

うこと、やるわいなと思って私は聞いておりま

ましたが、最後には、いろいろおっしゃるけれど

も、我が国は山の国である、今現に自給率が二割

水準に落ちたということはこれは異常な事態であ

る、したがつて我々は我々の山を利用するのを

まず第一に考えなければならぬ、ないものはそれ

は買うでしようということを申し上げたら、変な

顔をして帰られたのであります。実際問題として

この輸入の問題がやはり基本的なフレッシャー

になつていることは委員御指摘のとおりであります。

だからこれを克服する道として三法を出したと

首脳会談で、住宅の輸入が一層促進できるような

ことでも最近の新聞で書いておりますけれども、

これは本当にけしからぬ話ですね。せつから大臣

が今おっしゃったように山を守る責任者としてそ

ういう問題には一々くぎを

たくなる。これはまさにいじめ子の心理に似た言いでして、私はもう情けないといました。大臣ぜひ、もっと除くといつてやることもあるな、わしのところが大もとなんだという立場で今の主張を閣議の中でも大いにやっていただきたいと思います。

今回導入されました新林業部門導入資金の対象になるキノコ類の特用林生産について、先ほどからも干しシタケが出ておりますが、林業白書でも、「乾しいたけについては、近年中国産を主体とした輸入の増加が続いており、国内消費の約二分の一が輸入で賄われる状況となっている。また、生じたまも円高の進行等を反映して、平成四年から五年にかけて中国産の輸入が増加している。」こういうふうに書いております。まさにせつかくの複合経営と思って、その複合経営が成り立たないような直撃をしているわけです。したがって、生産者の皆さんも、その生産地の自治体、議会なども、シタケについてもセーフガードの発動を真剣に求めていらっしゃいますが、せひこの点についてお答えをいただきたいわけです。

重ねましても一度、真に林業振興を図るという立場ならば、輸入自由化政策の見直しを行い、林業振興に必要な財政措置を抜本的に強めるといふことになるのではないかと考えますので、大臣の決意をお伺いしたいところです。

○入澤政府委員 最初に、干しシタケの輸入につきましてセーフガードを発動したらどうかといふ御質問でございますので、それに対しましてお答え申し上げます。

一般的にセーフガードの発動要件、これはもう先生御承知のとおりでございまして、国内産業への重大な損害が認められるということにつきましては、具体的には輸入増加率、増加量、増加した輸入品の国内市場占拠率、販売、生産、生産性、操業度、いろいろな要素を勘案しなければいけないわけでございまして、現時点におきまして、直ちに国内産業へ重大な損害を与えていたというふう

に客観的に明確に言えるかどうかということは、若干自信がございません。したがいまして、大臣ぜひ、もっと除くといつてやることもあるな、わしのところが大もとなんだという立場で今の主張を閣議の中でも大いにやっていただきたいと思います。

セーフガードを発動するということはなかなか難しいと思います。

○大原國務大臣 先ほどから御指摘のある問題でございまして、日本の林業の経営基盤の脆弱さというのを考えますと、やはり相当これは時間がかかる問題であります。平均面積五ヘクタールというようなものを森林組合その他で集約しながら構造改善を進めていくには、かなりの時間が必要とされるわけであります。その間にばらばら、ばらばら外國から入ってきたのでは、せっかくの我々の計画も画餅に帰するわけでありますので、その辺は十分心して頑張つてまいらなければならぬ、こう思っております。

○藤田委員 次に、木材の安定供給の確保に関する特別措置法案についてお伺いいたします。

時間の関係上、気になる点だけを一点。

この法案では、国有林野事業も木材安定供給確保事業に参画できるということになつております。国有林野事業が膨大な赤字を抱えているという状況の中で、焦りの余り、民業を圧迫して木材安定供給確保事業の中心を占めていくという決意をお伺いしたいところです。

○入澤政府委員 最初に、干しシタケの輸入につきましてセーフガードを発動したらどうかといふ御質問でございますので、それに対しましてお答え申し上げます。

一般的にセーフガードの発動要件、これはもう先生御承知のとおりでございまして、国内産業への重大な損害が認められるということにつきましては、具体的には輸入増加率、増加量、増加した輸入品の国内市場占拠率、販売、生産、生産性、操業度、いろいろな要素を勘案しなければいけないわけでございまして、現時点におきまして、直ちに国内産業へ重大な損害を与えていたというふう

この点については林業白書も、早急な労働条件の整備が必要な林業労働ということことで、早急な改善を求めているところであります。

私は、大臣の御認識と、それから労働省に一言だけ、雇用の管理の改善について今後最も重点にしていきたい点を簡潔にお示しをいただきたいと

思います。

○入澤政府委員 まず、国有林野事業の関与の方について御説明申し上げます。

当然のことながら、国有林が入つていて、そして零細な林家の安定供給が阻害されるといったことがあつてはならないわけでございまして、現在私どもは、流域林業活性化協議会というのを各流域ごとにつくっておりますが、この中で民有林、国有林関係者が一体となって協議、調整を図つて、そして安定供給の実を確保していくかと思います。

うに考えております。

現在、もう既に先駆的に大型の製材工場を建設しているような地域、例えば先ほど申し上げました官崎県の耳川林業地域などにおきまして、原木有林が協力して原料の安定供給を図つてゐるといふことでござります。こういうふうに国有林として節度のある態度で臨んでいきたいと考えております。

それから、林業労働力確保のところで、各地域においておきまして労働力確保のためにいろいろな工夫がなされております。例えば、第三セクターをつくりまして人件費助成を市町村がやるとかいうふうなことが見られますけれども、地方財源を使いまして各県で担い手育成資金というのが設けられておりまして、この点が一点です。

国有林野事業の節度ある態度が求められているのではないかと思いますが、この点が一点です。

もう一つ、林業労働力の確保の促進に関する法律案では、林業労働者の確保のための措置が講じられているわけありますが、林業労働力を確保する新規就労を促す上で重要なことは、雇用の条件の改善であり、職業としてやっていくための将來を見通してあります。

私どもは、和歌山県の龍神村を訪ねましていろいろ調査をいたしましたけれども、ここでは村から援助を得て、森林組合が雇用するという形で人材を確保しております。しかし、今後の人件費負担などの問題を考えると大変深刻であります。

研修をしたいというふうに思っています。

それから二点目には、雇用を安定させる、もちろん事業量確保が大事だと思いますけれども、通常雇用を進め、こういったところで支援を中心化したいと思いますし、そいつたものをすると同時に、労働者募集にいろいろな形で配慮をしていきたい、そういうことを中心に雇用改善を進めていきます。

○藤田委員 もう時間が参りましたので、私は後に要望だけしておきましたが、木造住宅の地盤に対する安全性の問題です。

私はここに、紀州材流通促進協議会が「木材の不思議な力あれこれ」ということでこんな大変ニーケなものをつくつておりまして、ここでも「木造住宅の耐震性のお話」などという、すてきなものをもらっております。

こういうふうのを出さざるを得なくなつたのは、阪神大震災以後、実は木材需要と価格の低迷で产地は本当にひどい目に遭つてゐるのです。それは、日本の木造住宅は地震に弱いということがしきりに言われまして、地震に強いのはプレハブ住宅しかないというふうなことを故意に強調して流されることはですから、一気に木造住宅の需要が低迷したわけです。木造だけじゃなしに、かわら屋さんも大変な打撃を受けました。

私は、木造在来工法できちんと建てられている住宅はある震災規模でも十分耐えられるものだと思つておりますが、私が言つたり、こういう促進協議会の皆さんかこんなものまでつくつて力を入れて宣伝してもやはり手前みそになるわけで、私は、この点で政府が責任を持つて日本の木造住宅の地震に対する安全性について国民に十分知らせていく、そういう努力をしていただきたい。聞けば、いろいろ御努力をしていらっしゃることは知っておりますが、まだまだ足りない。それこそ新聞広告にでも載せて、大いにそういうPRに努めていただきたいということを申し上げまして、質問を終わりります。

○松前委員長 午後二時五十分から再開すること

とし、この際、休憩いたします。

午前十一時五十三分休憩

○松前委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。永井哲男君。

○永井(哲)委員 社会民主党 議連合の永井哲男でございます。

質問をした

○永井(哲)委員 特に、各県においてそういう

まず、我が国の林業経営についていえば、木材

価格の低迷、造林コストの上昇などにより極めて

厳しい状況にある、林業活動が低迷しているとい

う状況であります。このような状態は、山村地域

の振興や森林整備の促進に悪影響を与えることが

懸念されております。このような現状を踏まえて

ふうに思います。

そういう中で、林業経営基盤の強化に関する基

本方針というものを農林水産大臣が定めることに

なっておりますが、この基本方針というのはどの

ような内容のものであるのかという点、また、都

道府県知事において基本構想というものが定めら

れることになりますが、これは必ず定める

ようになりますが、その点お答えをいただきたいといふ

うに思います。

○入澤政府委員 現行の林業等振興資金融通法の

基本方針は、林業、木材産業の発展を図るとい

うことで、川上部門の林業経営の改善と川下部門の

国産材の生産それから流通の合理化に関する基本

的な方向を國の方針において示すことになつてお

ります。

今回の改正された後の法律に基づく基本方針

は、川上部門につきまして、望ましい林業経営体

の育成を主眼として、林業経営の規模であるとか

あるいは生産方式等の林業経営の改善に関する事

項を示しております。同時に、育成していくべき

林業経営に関する基本的事項として、森林施業の

合理化であるとか、あるいは経営規模の拡大であるとか、複合経営等の推進といった事項についても基本方針として示していくことになつております。

そして、県の基本方針は、「定めることができます」というふうな任意規定にはなつております。

けれども、全都道府県に國の方針に即して各都道

府県の基本構想を定めるように指導してまいりました

○永井(哲)委員 特に、各県においてそういう

基本構想というものをしっかりと定めるよう努め

力をしていただきたいというふうに思いました。

先ほどからいろいろな質問の中で出ておりまし

たが、特に長伐期施業というような状況もあり、

特用林産物と組み合わせた複合経営とするとい

うことがあります。シイタケその他、非常にその

点では厳しい面があるわけあります。

そういう中で、森林の環境に対する、そしてま

た健康に対する機能を十分に生かすものとして、

グリーンツーリズム、民宿経営、そういうたよ

うなものについて一体のものとしてこの発展を図つ

ていかなければならぬというふうに思うわけでございま

す。

さらに加えまして、平成八年度予算におき

ましては、新たに農山漁村における滞在型余暇活

動施設の整備を推進するために、林業を行う林家

が民宿を設置する場合に、林業構造改善事業に係

る単独融資事業の対象としたわけですが

ざいます。

林業経営改善計画を作成した者が、グリーン

ツーリズム関連の施設整備を行う意向を有する場

合には、これらの資金を活用して促進してまいり

たいと考えております。

○永井(哲)委員 特に、この資金というのは無利

子の資金ということで、またほかのものと格段の

違いがあるということもあり、ぜひ前向きに、こ

の融資の対象に含める等の検討をしていただきた

いというふうに思います。

次に、森林の担い手について質問をしたいとい

うふうに思います。

その一つとしまして、今御指摘のとおり、グ

リーンツーリズムの話がございました。このグ

リーンツーリズムにつきましては、議員立法で農

山漁村滞在型のグリーンツーリズムを促進する法

律というのができまして、これにつきまして、今

農林省、各省ともいろいろな施策を講じております。

我々の所管している林業におきましても、森林

リクリエーションを含むグリーンツーリズムに関

連する施設整備を推進するに当たりまして、共同

利用に係る基礎的な施設の整備につきましては林庫のうち、農林漁業構造改善推進資金あるいは農林漁業施設資金等による歩道だとか林間キャンプ場、休養施設あるいは風致施設の推進、あるいは中山間地域活性化資金による滞在型余暇活動施設の整備を推進するため、農業の生産条件が不利な中山間の林間スキー場あるいは林間テニスコートあるいは林間キャンプ場等の保健機能増進施設、このような整備をやっているわけでございます。

特に、長期低利資金であります農林漁業金融公

庫のうち、農林漁業構造改善推進資金あるいは農

林漁業施設資金等による步道だとか林間キャン

プ場、休養施設あるいは風致施設の推進、あるいは

個々の林業経営体が行う施設整備につきましては金融措置により助成しております。

そこで、長期低利資金であります農林漁業金融公

庫のうち、農林漁業構造改善推進資金あるいは農

林漁業施設資金等による歩道だとか林間キャン

プ場、休養施設あるいは風致施設の推進、あるいは

個々の林業経営体が行う施設整備につきましては金融措置により助成しております。

しまい、先ほどからも何度も出ているように、五十歳以上の人たちが七割も占めるというような危機的な状況に陥っているところがあります。私どもは、この林業労働力の確保こそが国政における

緊密の課題だということを考え、これまでいろいろ

努力をしてきたところでございます。

そこで、初めて林業労働法案を参議院に提出して以来、八八年まで七回にわたってこの法案を提出してま

いました。九三年に森林法が改正され、流域管

理システムの確立など、新たな施策と方策とい

うものが展開されることになりました。この森林法

の改正についても我が主張が相当入れられたとこ

ろであります。この改定につけても、残された大きな課題と

もう一つの課題があります。こういったところでございま

るが、しかし、残された大きな課題として、林業労働力の確保の問題があつたわけであ

ります。九三年に、森林計画区ごとに作成される

地域林業労働計画及び雇用改善計画認定制度な

ど、私たちちは林業雇用改善法案を参議院に提出し

てきたところであります。こういった我々のこれ

までの主張といふものを、私たちとしても高く評価

をしたいといふに思つてはいるところでございま

す。

そこで、今回の改定につけても、この改定につけても、

この改定につけても、この改定につけても、この改定

につけても、この改定につけても、この改定につけても、

この改定につけても、

雇用されている労働者側の意見を聞くということと  
が非常に重要なものだというふうに思うわけであります。とりわけ、その労働者の代表としての労  
働組合の意見の聴取というのも非常に重要なことであると思うわけであります。この点、どの  
よう配慮をしているか、林野庁及び労働省に対  
してお伺いをいたします。

○入澤政府委員 基本方針の策定に当たりましては、林業経営とか雇用管理の現状につきまして、  
高度な専門的な知識が要求されます。同時に、地域  
経済の発展とか労働者の福祉の向上等の幅広い  
観点からの検討が必要となります。

このため、農林水産大臣にあっては林政審議会  
に、それから労働大臣にあっては中央職業安定審議会に諮ることとしておりまして、これらの審議会には労働者側を代表する委員も参画願つておりますので、この場におきまして労働者の意見も反映されるというふうに考えております。

また、基本計画の策定につきまして、林業労働力の確保の必要度合いが各都道府県によつて必ずしも同一ではなくて、各都道府県知事の裁量にゆだねておりますけれども、策定する場合には基本方針に即したものでなければいかぬということは言つまでもないことであります。基本計画におきましては、林業労働力確保のための事業の合理化と雇用管理の改善の目標となる水準等を示すとともに、林業関係団体の支援体制や市町村の行政としての協力体制の整備についてもあわせて提示することになるということにしておるわけでございます。

したがいまして、その策定に当たりまして、幅広く林業関係者の意見を聞く、この林業関係者の中には労働者の代表も入っているというふうに考えておりまして、そのことが望ましいと考えております。

○吉免説明員 ただいま御質問の基本方針でござりますけれども、私どもの方も中央職業安定審議会というところに意見を聞く予定にしておりますけれども、そのメンバーの中に労働者側代表の委

員も含まれております。映されると、このように考へております。

基本計画につきましても、どのような手続で意見を聞くかについては、それぞれ都道府県の事情がいろいろござりますので、各都道府県知事の裁量にゆだねているところでございますけれども、労働省としましても、労働者側の代表を含めて、幅広く意見を聞いて策定していくのが望ましい、このように考へております。

○永井(哲)委員 林業労働力確保支援センターは、労働力確保の支援措置のかなめとなるものであります。その運営のあり方というのが、本制度の円滑な推進を図る上で非常に重要であるというふうに思ひます。

林野庁は、森林の整備、地域林業の活性化を図る上で、流域管理システムを基本としております。また、林業労働力確保支援センターを通じた支援措置を林業事業体や新規就労者が利用しやすくなります。特に、都道府県に一個に限るセンターといふ形では、その林業労働者の居所だとか就労の場、こういったものは主として県庁所在地から遠隔な地にあるのが実態でございます。そういう中で、この地域に広報の窓口などさまざまな出先というものを利用しやすい形で設けていくことが非常に重要なことだとうふうに思ひますが、その点、どのように配慮をしているか、お聞きいたします。

しかし、今先生御指摘のとおり、センターの業務の運営に当たりまして、労働者あるいは就業者が利用しやすくなるようにも配慮しなくてはいけないということでおざいまして、都道府県の判断により、必要に応じて、流域等の単位の中におきまして業務の一部を担当する支所などを設置して、就業者の利便に配慮するということが必要であると考えております。そのように指導していただきたいと考えております。

○永井(哲)委員 次に、通年雇用化という観点に關係してお聞きをしたいと思います。

北海道のような積雪の寒冷地においては、特に林業労働者の通年雇用を図るということが重要であります。非常に厳しい状況であります。このうちで、冬期雇用安定奨励金等の活用状況はどうな形になつてゐるのか。そしてまた、特に季節的な、また時期的にいろいろと寸断されるというような事業上の特性から、同一雇用のものとの通年雇用というのが非常に困難だという実態を踏まえて、何らかの社会保険における特例の措置を設ける等、この改善というものを図つていく必要があります。その点、労働省にお聞きをしたいと思ひます。

○吉免説明員 先生御指摘のように、北海道を初め積雪寒冷地で林業労働者の通年雇用を図つていくというのは非常に大事なことだというふうに考えております。

私どもとしましては、林業労働者、あるいは建設労働者もそうなのでござりますけれども、冬期間の就労が困難になりやすい、そついた業種で働いている皆さんの通年雇用を促進するということで、通年雇用奨励金制度あるいは冬期雇用安定奨励金制度を設けているところでございます。

その制度の林業労働者の関係の活用状況でござりますけれども、平成六年度で見ますと、冬期雇用安定奨励金につきましては、対象労働者で千六十八人、支給金額につきまして一億七千万円でござります。通年雇用奨励金につきましては、対象労

労働者百九十八人、支給金額で七千万円ということになつております。林業労働者の通年雇用については、こういった制度もさらに活用いたしまして、一層通年雇用化を進めてまいりたいというふうに考えております。

そういった努力を続ける中で、例えば私どもが持っております雇用保険の適用ができるようにならぬ努力もし、また周知、指導に努めてまいりたいというふうに考えております。

○水井(哲)委員 できるだけ通年雇用を図り、そういうふた労働者の保険の質を高めるということも確かに必要なわけですが、なかなかそうはならないという実態の中で、例えば、登録制度による共同雇用の制度というものを考えたらどうかとか、こういうような数々の提案というのもさえております。そういう実態を踏まえ、適切な措置というものを早急にとるよう、これは労働省に要望したいというふうに思います。

続きまして、我が国材産業をめぐる情勢について、これは既にさまざま言われているところでございます。円高等による製品輸入の増大、価格の低迷、極めて厳しいものがあります。

製材業の生産量について見れば、最近五年間では三千万立米から二千六百万立米へと、八五%に大きく減少して、国産材の自給率も二%にまで減少している状況にあります。

一方、戦後植林された人工林は次第に充実期を迎えており、国産時代の到来を間近に控えているという中で、これを現実のものとするためには、森林資源の有効利用というものを図り、林業及び木材産業の一体的な振興を図るということが不可欠なものだというふうに思います。

しかし、我が国の製材工場の一工場当たりの生産規模は千七百立米と、アメリカの六万一千百立米に対しても十六分の一という非常に小さな規模であります。我が国の木材の生産、流通は零細で設備の近代化もおくれて居るといつ状況にあるわけであります。こうした状況を踏まえて、外材に対抗し国産材の振興を図るために、森林所有者

との連携のもとに、中小事業体にも配慮しつつ、製材工場の規模拡大、乾燥施設の導入などの効率的な木材の供給体制の整備、コストの低減、品質管理の向上に向けて全力を尽くすことが求められているというふうに思います。

これらの問題に対して、本法案は重要な役割を果たすと考えております。そして、こういった木材の供給体制の整備ということだけでなく、そこで生産された木材が利用されていくことがまさに必要であります。

木材の用材需要の八〇%が住宅建築に利用されているという中で、住宅の分野での需要拡大というものが重要ですが、先ほどから何度も出ていているように、阪神大震災、そういうところに伴う在来型の木材住宅に対する懸念等、いろいろと厳しい状況にあるということになります。こういう厳しい環境の中で我が国の森林を整備して山村の振興を図るという上でも、国産材の需要拡大を強力に進めていくことが不可欠であると思います。

今後、木材産業の振興を図るために需要拡大の対策をどのように進めていくのか。とりわけ、政府や自治体が率先して、庁舎、公共建物、それらの木造化を初め、内装の充実、こういったことも重要な課題であるというふうに思います。こういう点について林野庁としてどう取り組んでいくつもりか、その点をお聞きいたします。

○入澤政府委員 まことに御指摘のとおりでございまして、林業の活性化を図るために、林産業を活性化し、もうかる林業にしなくてはいかぬわけであります。材を売つてもうけたお金で山を整備するというふうな循環対策をやらなくてはいけないわけであります。

今、先生御指摘の数字がございましたけれども、一億立方ちょっとの全体の需要がありますけれども、ずっと需要はふえていないわけであります。特に製材用の住宅用の需要というのは三千七百万立方ぐらいありますけれども、これはふえていなさい。ふえていないところで外材のシェアがだんだん

ん高まつてきている。せつかく戦後一千万ヘクタールの人工造林をやりまして、これからしばらくしますと伐期適齢期を迎えて市場に出てくるわけでございますが、そのときのマーケットがないということが今までいけば実現してしまうわけであります。それを打破して、国産材のマーケットを広げて需要の拡大を図るということが、まさに喫緊の課題であります。このことを実現するためには、木材の安定供給に関する法律を考えたわけでございます。

一つは、新しいマークットとして、欧米のよう  
に、木造住宅が阪神大震災で大変誤解を受けたこ  
ともあるのですが、それども着工件数が少なくなつて  
きて、従来の軸組み工法からツーバイフォーであ  
るとかあるいはプレハブ工法に変わっていく。そ  
うしますと、木材の需要そのものは減つていきま  
す。しかし、鉄筋コンクリートの建物においても  
新しい木材需要を考えなくてはいけない、特に内  
装材においてそういうことを考えなくてはいけな  
いということで、私どもちよつと試算をしてみま  
した。

現在の建築基準法とか消防法の規定のもとで毎  
年新築される住宅あるいは建物にどのぐらい木材  
が内装材として使われるか、あるいは学校とか病  
院とか、そういうところが何年に一度か、二十年か  
二十年に一度ずつリサーブする、そういうとき  
に木材が使われるかと計算してみると、丸太換  
算で毎年四百万立方。先ほど三千七百万立方の製  
材が住宅用に使われると申しましたけれども、こ  
れに追加して四百万立方ぐらいは需要が喚起でき  
るという計算がございます。これは新しいマー  
ケットであります。そこに国産材の新しい市場を  
求めることが必要だ、そのための体制整備をする  
ことが必要だ、ということを考えております。  
もう一つは、御指摘のあつたとおりに、公共施  
設にもっと木材を使ってもらうということでござ  
います。これにつきましては、私どもいろいろ  
な努力をやっていますけれども、文部省と関係省

育施設の木造化の促進、これは平成元年度から六年度まで三百六十二施設実現いたしました。それから、建設省にも木造公営住宅の建設を要請いたしまして、同じように六年間で一万三千戸の建設が実現しております。公共施設につきまして、このように木材の利用推進を図つていかなくてはいけない。

それから、さらにこれからどんな努力をするかといいますと、まず第一に、林野庁としても、當林局等を通じまして公共施設の建設計画の調査を行いました。平成八年度一九年度でのぐらいいあるかということを全国的に調べましたら、八百六十件の建設計画があるということがわかりました。現在、この公共建物の建設計画に対しまして都道府県それから関係団体等に通達いたしまして、林業関係者が一体となって、公共施設の建設計画の継続的な情報収集をさらに図りなさい、それから計画段階における木材利用の働きかけを行いましょう、それから提供可能な木材製品の展示あるいは提示によりまして使っていただきましょうというふうなことをやっているわけでござります。

今申しましたように、内装材という新しいマーケットの開発、さらに、公共住宅あるいは公共施設に対しまして国産材を使ってもらうということで、需要拡大に真剣に取り組んでまいりたいと考えております。

○永井(哲)委員 私の地元も林業の地帯であります。また、科学的いろいろと木材のよさといふもの、構造的な強さというものも立証し、規制の緩和、そういうものも十分に図つていく必要あります。

今言つたように、新しいマーケットもできつてある。また、科学的いろいろと木材のよさといふものの、構造的な強さというものも立証し、規制の緩和、そういうものも十分に図つていく必要があります。

があるのではないか、そんなふうに思います。その点、そういった努力をこれからもして、いろいろなところに木材が使われる、そういう体制を整備していただきたいというふうに要望をしておきます。

次に、国有林野の事業の関係についてお聞きをいたします。

国有林野事業というのは、平成三年に改正した国有林野事業改善特別措置法に基づいて、平成十二年までの改善計画を策定してきたところであります。昨年度で前半が終わり、今年度から後半に入るというところであります。限界にまで達している組織、要員の削減という自助努力、合理化にもかかわらず、財務状況は引き続き厳しいという状況にあります。平成三年の計画では、民有林並みの助成ということで一般会計からの支援措置を講じてきたところであります。今回のこの林野三法において、これまでの助成措置、民有林に対するあり方とというものも根本的に見直し、さまざまな手厚い措置を図ってきたところであります。

そういう点から、民有林並みというこれらの考え方をこの林野三法の改正を機に、国有林野事業においても厳しい経営環境でありまして、自己で努力をしろと言つても非常に厳しいというのが、この林野三法をつくらなければいけなかつたという事実自体が証明しているのではないか、こういうふうに思います。その点、この支援措置の拡充といふものをどのようにして図っていくつもりかという点と、また、特に国有林というものを考えた場合に、民有林以上に水源の涵養、国土の保全、こういった公益機能を果たしているというふうに思いますので、森林整備というものに公共投資といふものをもつともつと図るべきではないか、造林等のそういうようなことを配慮した公共投資、そういうもののよって未来にしっかりと緑を残すということが何よりも重大だというふうに思いますが、その点、どのようにお考えでしょうか。

○入澤政府委員 国有林の経営の安定あるいは経営改善のために一般会計から財政措置をいただく

ということは、もう本当に必要不可欠でございまして、喫緊の課題であります。

従来から、今先生御指摘のとおりに、民有林助成との均衡に留意いたしまして、造林、林道整備等に一般会計からお金をいただいておりますし、それから保安林等の保全管理、これにつきましても一般会計から繰り入れを行っております。また、治山事業につきましては、これは全額一般会計で負担するというふうなことをやつてきたわけでございます。

これだけではもちろん十分でございません。そこで、平成八年度予算案におきましては、従来の一般会計負担に加えまして、新たに造林の借入金の利子への一般会計からの繰り入れ、あるいは償還期が来て現金がないものですから借りかえなくてはいけない、その場合の借りかえ借入金に関する利子につきまして一定の制約があつたのですけれども、その繰り入れ対象を拡大する。さらに、一般会計で本当は負担すべき部分がかなりあるじゃないか、特に世界自然遺産の保全対策等につきましては一般会計からの負担でやるべきだという声がございました。これらを受けまして、世界自然遺産の保全緊急対策等につきましても一般会計からお金をおいたでおります。このよなことで、総額五百二十九億に上る一般会計の繰り入れを行つたところでござります。

今御指摘のとおり、公共事業につきましては、特に国有林にもつと配慮すべきじゃないかという御意見ございました。昨年の平成七年度予算の第二次補正におきましては、公益的な機能の発揮に向けた森林管理を一層促進したいという観点から、国有林緊急整備という名目のものと百三十億円をいただきまして、国有林全体としては一般会計の部分では一年九ヶ月分という、従来ない破格の予算規模をもちまして国有林の経営を行つておられるわけでござります。

これからも当初予算と補正予算を組み合わせながら、可能な限り公共投資の充実に向けて努力していきたいと考えております。

○永井(哲)委員 今回の林野三法においては、無利子の資金をつくる、さまざまな改善をしていく状況であります。それは、それだけ本当に厳しく治山、林道、造林各事業の計画的かつ着実な実施による安全で潤いのある国土基盤の形成と多様で質の高い森林の整備が必要であります。

さらには、機械化の推進や流通・加工段階における規模拡大等、流域林業活性化のための条件整備に現在努めているところであります。が、ぜひ、この林野三法の改正を契機に国民の理解を求める、そして将来にしつかりとしたそういう緑の資産を残す、その公益的な機能の中心となるのが国有林野であるという観点からのさまざまな改善というものに積極的に取り組んでいただくことを改めて要望しておきたいと思います。

最後に、我が国の国土が七割が森林であるというような点、木材生産のみならず国土の保全、水資源の涵養等、そいつたさまざまな公益的な機能を発揮している。地球環境問題というものが注目される中で、森林の果たす役割とというものに国民の期待が非常に高まっているところであります。前口上は省略いたしまして、質問に移らせていただきます。

○井出委員 新党さきがけの井出正一であります。私が、私の質問時間はたったの十五分であります。前口上は省略いたしまして、質問に移らせていただきます。

間もなく閣議に提出されるとお聞きしておりますが、平成七年度の林業白書、私も実は先日概要をお聞きはしておりますが、きょうはせっかくこの委員会で林野三法が審議されておりますので、閣議提出前でありますが、この白書で最も訴えようとしている点を明らかにしていただけたらと思います。

○入選政府委員 平成七年度の林業白書につきましては、近く閣議決定の上国会に報告すべく現在作業を行つております。

その作成方針でございますが、たまたま林業三法を一生態命検討している中で、今回の白書の中心テーマ、何にしようかということでいろいろと検討いたしました。

そこで、三法案の背景でもあります、木材需要量が停滞していますが、その理由は一体何なのか。うに、我が国の森林はまさしく、狭隘そして急峻な国土において、木材の生産のみならず国土保全、水資源涵養、環境保全等、国民生活にとって重要な役割を果たしていることは、今お話をあつたところでおございます。

このため、森林整備を重要課題として位置づけ、

一つは、森林にかかる投資計画である治山事業五ヵ年計画及び森林整備事業計画、これらに基づく治山、林道、造林各事業の計画的かつ着実な実施による安全で潤いのある国土基盤の形成と多様で質の高い森林の整備が必要であります。

さらには、機械化の推進や流通・加工段階における規模拡大等、流域林業活性化のための条件整備に現在努めているところであります。が、ぜひ、この林野三法の改正を契機に国民の理解を得ながら森林整備に積極的に取り組んでまいりたい、かよう存じております。

○松前委員長 井出正一君。時間が参りましたので終わります。ありがとうございます。

○永井(哲)委員 新党さきがけの井出正一であります。

私は、森林の流域管理システムのもとでの能効を發揮している。だからそれがどうしたらいいのかということなどに主眼を置いて全国各地区のいろいろな事例を分析いたしまして、この三法の施行の応援というふうな気持ちで施策展開の基礎的な裏づけを白書の中で記述をしようとしております。

○井出委員 できるだけ大勢の人に読んでいただきたいと思います。

林業、御案内のようだ大変厳しい状況にあるわけですが、私どもも、林業関係者に対して、いずれ国産材時代が来るからそれまでがんばろうや、こんな激励をしておるわけございますが、その国産材時代、本当に到来するのでしょうか。するとしたら、いつごろ、どんな内外状況のもとでなってしまうか。そしてまた、実際到来させなくちやならないと思います。この三法案もそのための一環だというふうには理解しておるわけございますが、その国産材時代到来のための対策についてお聞きをしたいと思います。

○小平政府委員 私からお答えします。

今井出先生お話しのとおり、我が国は、戦後造林の結果、国内の人工林資源は着実に成熟の方向に向かっている、毎年七千万立方メートル蓄積量も増加している、そういう中で、近い将来国産材時代の到来、これが予想されている、こう申しておりますが、私どももそうありたいと心から願っているところであります。

そういうところで、国産材時代を迎える上での基本的条件を整備するため、ただいま審議をお願

いしている林野三法案によつて、一つは、複合經營、林業経営規模の拡大などの促進を通じた安定的な林業所得の確保を図ることによる林業経営の改善。二つ目には、林業事業体の雇用管理の改善、事業の合理化等による他産業並みの労働条件の整備を通じた林業への就業の促進。三つ目には、木材の安定的な取引関係の確立、木材製造業等の事業規模の拡大の促進、外材と競争し得る条件の整備を通じた国产材のマーケットの確保等を図るために措置を講じ、これらによつて、産業として自立し得る林業、木材産業の確立を図つてまいりたい、かよう考へております。

○井出委員 それじや、ちょっと特殊なテーマですが、不在村森林所有者に関する現状とその施業推進の対策についてお伺いをしたいと思います。

不在村森林所有者の所有している面積につきましては、先ほどの御答弁にも、民有林の二二%で

すが、約三百萬ヘクタールという御説明はいただきましたが、その所有者、林家といふのですが、そ

の戸数がわかりだつたら教えていただきたいと

いうこと。

それから、森林組合加入率も五割を割つておる

ということはいただいた資料からわかつております。

ただ、そういう方々の持つている森林の整備状況というのは一体どんな状況なのか、森林施業の受託状況等をお聞きしたいと思います。

あわせて、いわゆる放置された森林というのは、

国土保全上大変問題だと思います。なるほど私有財産かもしませんが、いわゆる普通の、他の一

般的な私有財産とは違うわけですから、やはり国

土保全等の責任をきつと担つていただかなく

ちやならぬ、それを放棄するようなことであつては困るわけで、そういった意味で、整備の法的義務づけと言つてはちょっと強過ぎるかもしれないが、施業の受託をより進めといつた方面から

の対策をお聞かせいただけだと思います。

○入澤政府委員 不在村の森林所有者の状況は、私が五年前に林政部長をやつたときにはまだ二百万ヘクタールを切つておつたと思うのですけれども、平成二年度の数字で見てみると三百万ヘク

タールになつてゐる。これは、公有林を除く民有林で二二%でござります。

私ども林野庁で、市町村長さんのお話を聞く機会がございました。不在村の山林地主の山が手入

れをしないために木がうつ閉してしまつて、そこに大雨が降りまして、そして根こそぎ木が倒れて

下流の集落を押し流したという報告がございました。私は、それは大変なことだと思いまして、前回

の森林法の改正におきましては、災害のおそれのある森林につきましては、不在村の山林地主の山

であろうと造林公社とか森林組合が代行施業すべきだ、そういう手続を法律の中に書き込んで提案

したのでござります。久しうぶりに林野庁長官になつて帰つてきましたら、一件も発動されなくなつた。手続が私有財産の侵害につながるおそ

れがあるということで、かなり法制局から厳しく言われましたので、うまくいってなかつたわけであります。

これではいけないと、今回このよ

うな山を、経済ベースで、意欲のある專業的な林

家あるいは造林公社あるいは森林組合、こういう

ところに代行して施業してもらおうじゃないか、

ということはいただいた資料からわかつております。

ただ、そういう方々の持つている森林の整備

状況というのは一体どんな状況なのか、森林施業

の受託状況等をお聞きしたいと思います。

当然のことながら、このようなことをやる場合

には、一定の財政資金あるいは金融政策等が投入されなくてはいけないということでございまし

て、まず、不在村者の森林の取得につきましては、

〇入澤政府委員 平成六年度末の数字で申します

と、森林組合の全体の数は千五百四でござります。

これが八年度末には、今生懸命運動を開催して

おりますので、千三百程度になるんじやないかと

いうふうに見ております。

ただ、これにつきましても、うまくいっているこ

とで具体的な調査を今やろうとしております。

○入澤政府委員 不在村の森林所有者の状況は、

たつて一五%やる、こういうことも税制上の要求として認めていただいております。

あわせまして、森林組合とか造林公社等が管理

受託を行つていう場合に、無利子の資金を提供しまして、施業受託導入条件整備資金というものを創設するということにしたわけでございます。

それから、施業の受託を行つ森林組合等に対し

ましては、これに必要な資金の利子助成を行つたために、森林整備受託等促進事業という新しい事

業も創設して、予算措置を講じていただけでござ

います。

このような措置のほかに、引き続き、森林施業計画の認定の促進とか、あるいは市町村森林整備計画の適切な運用によりまして、不在村者の所有する森林の整備に努めてまいりたいというふうに考えておられるわけであります。

○井出委員 そんな中で、森林組合の役割というものが大変重要なことがあります。

しかしながら、森林組合につきましても、現在広域合併が進められているところであります。

○井出委員 そんな中で、森林組合の役割といつ

のが大変重要なことがあります。

しかししながら、森林組合につきましても、現在広域合併が進められているところであります。

○井出委員 そんな中で、森林組合の役割といつ

のが大変重要なことがあります。

特にその中でも、作業班の育成のためには、労

働環境整備による就労条件を改善するための予算

など、なんかも特別にとりましたし、それから新規参入者の方に取り戻すべきじゃないかということで、木材

加工の新技術開発推進事業等々をやりまして、いろいろな角度で森林組合の応援をやつておるわけ

でございます。

特に、優良な事例を調査する、あるいは悪い事例を調査しまして、その両方を比較しながら新しい指導指針をつくっていきたいというふうに考えております。

○井出委員 それじや、別の問題ですが、いわゆる安定供給確保法における森林組合の果たすべき役割についてもちょっと教えていただきたいと思います。

○入澤政府委員 今度の木材の安定供給確保法案というのは、国有林も非常にメリットがありますけれども、私は、大きな山林經營者の一つであります森林組合も非常に大きなメリットを受けるのじやないかと思っています。

森林組合が材価に一喜一憂して木を切ったり切らなかつたりする状況を何とか直そうと思って考えた法案でございますから、川上の森林組合連合が話し合つて川下の製材工場群に対して安定的に材を供給するということを決めていただければ、確実に材が売れるわけでございます。

もちろん、材が売れるようにするためには、乱高下する材価に対しても安定的に供給をさせるための支援措置もなければいけません。そこで、素材の引き取り資金につきましても低利の運転資金を用意するとかいうふうなことを考えております。これが進んでいきますと、さらに将来木材の価格安定につきまして一層の工夫ができるようになるのじやないかと思います。

○井出委員 時間がきました。

私の地元のある森林經營者の方に最近言われたのですが、井出さん、親という字を分解すればどういうふうになるか知っていますか。立ち木、立木を見るとなるのですよと。林業に関係する者として味わうべき言葉かなと思つたものですから御披露をして、質問を終わります。どうもありがとうございました。

○松前委員長 石破茂君。

○石破委員 大変、質疑も進んでまいりまして、論点も明らかになつたことかと思います。重複を避けたいと思いますし、私もこの三法案というのには基本的に全面的な賛意を表したいと思います。本当にこれがその趣旨を生かして成立をしておられることを心から望む一人でございます。

私ども、これを重要な法案として本会議で趣旨説明をお願いし、質疑をさせていただいたといいます。

これは、今政治不信だ何だからだと言われていますが、要是はみんな次の選挙のこととでございます。これは、今政治不信だ何だからだと言われていますが、要是はみんな次の選挙のことしか考えてなくて、次の選挙でどうやれば勝てるかという話ばかりで、次の時代にどうしますよとかいうことを本当に總理なりそういう方から見識を承り、見解を承りたかった。特に、山林をどうするかというのを次時代をどうするかというとに必ず直結するものであるということで、どういうような扱いにしていただいたことでございました。ただ、總理からそういうような御答弁が十分いただけなかつたのは、私は大変残念に思つておる一人でございます。

大臣がまだ御到着ではございませんので、長官にお尋ねをいたします。

ずっと聞いておりますと、国産材時代が来るのだということが何度も何度も出ていますね。国産材時代といふのは一体どういう時代なのかといふことなのです。

国産材時代といふのは、確かに、戦後植えた木が、今八歳級ぐらいかしら、伐期に達するということは事実としてはあるのですよね。しかしながら、これは今のままいくと、需要は全然出てこない、需要が出てこないから切らない、切らないから山はますます荒れるというような悪循環になってしまう。国産材時代といふのは、実は国産材受難時代なんぢやないのかなと思います。当然のごとく、所与のごとく、さあ国産材時代が来るのだといふ言葉を使うのは私は大変危険なことだと思つているし、私も余り使わないようにしております。国産材時代といふものをどのようにどちらでおられるか。

○石破委員 大変、質疑も進んでまいりまして、論点もございましたが、これは新林政なんだといふことを言われていますね。長官が構造改善局務次官で農林水産省におられましたが、新林政といふのは極めてわかりやすかった。何がわかりやすくつていくためには他産業並みの所得、他産業並みの労働時間、そして他産業並みの福祉水準、この三つが確保されなければそれは自立した産業とは言えないし、そのようなものに後継者といふものはできるはずはないのだ。だから、他産業並みの所得を得て他産業並みの労働時間、それは二億五千万から三億であり、千八百時間であり、そして他産業並みの福利条件、こういったものを具備することが新林政である。もちろんそれだけではありませんけれども、あとは自給率をこれ以上下げないといろいろなお話がございました。

それと新林政というものが、私は基本に流れる構想は一緒なんぢやないのかなというふうに思つてます。

そこで新林政、これは農業で所得あるいは労働条件あるいは労働環境、こういうものにつきまして他産業並みにするのだ、そして職業として誇りを持って農山村に定住してやつていただけるのだということを追求したわけでござりますけれども、林業においても同じでございまして、山村においても、林業プラスアルファで、林業を主業としながら一定の所得を確保し、労働条件を他産業並みにして、誇りを持って林業を営々として行っていくという条件を整備するということをねらつております。

ただ、そこで農業とちよつと違いますのは、今まで山をつくることに一生懸命でした。所得の確保ということを考えますと、山をつくって山から切り出した材が十分に加工されて商品化されなくてはいけない。まさに林業に重点を置いていた林政から林産加工業にもワインを広げた林政にならなくてはいけない。新林政といふのは、林業までワインを広げた林政といふに御理解いただきたいと私は思つております。

○石破委員 随分前のことですが、岩國さんが出雲市長をやつていたころの話、出雲ドームというのをつくつて、木のすばらしきといふのを全国に喧伝したことがある。あのときに私はお尋ねして、これはどこの木でつくりましたかと聞いたならば、外材なんですね。国産材じやなかつた。随分ひとりじやないかというような話をしたことがあります。

そこで、我々の持つている長期見通し、これはどなたか、きょう、藤田委員でしたか、輸入住宅のお話をされておられました。じや例えれば五十坪の家を木で建てたとして、国産材で建てた場合と

そして、もう一つ承りたいのは、どなたかの御質問にもございましたが、これは新林政なんだといふことを言われていますね。長官が構造改善局務次官で農林水産省におられましたが、新林政といふのは極めてわかりやすかった。何がわかりやすいかと云ふと、とにかく後継者といふのをつづけていくためには他産業並みの所得、他産業並みの労働時間、そして他産業並みの福祉水準、この三つが確保されなければそれは自立した産業とは言えないし、そのようなものに後継者といふものはできるはずはないのだ。だから、他産業並みの所得を得て他産業並みの労働時間、それは二億五千万から三億であり、千八百時間であり、そして他産業並みの福利条件、こういったものを具備することが新林政である。もちろんそれだけではありませんけれども、あとは自給率をこれ以上下げないといろいろなお話がございました。

それから新林政、これは農業で所得あるいは労働条件あるいは労働環境、こういうものにつきまして他産業並みにするのだ、そして職業として誇りを持って農山村に定住してやつていただけるのだと云ふことを追求したわけでござりますけれども、林業においても同じでございまして、山村においても、林業プラスアルファで、林業を主業としながら一定の所得を確保し、労働条件を他産業並みにして、誇りを持って林業を営々として行っていくという条件を整備するということをねらつております。

ただ、そこで農業とちよつと違いますのは、今まで山をつくることに一生懸命でした。所得の確保ということを考えますと、山をつくつて山から切り出した材が十分に加工されて商品化されなくてはいけない。まさに林業に重点を置いていた林政から林産加工業にもワインを広げた林政にならなくてはいけない。新林政といふのは、林業までワインを広げた林政といふに御理解いただきたいと私は思つております。

○石破委員 随分前のことですが、岩國さんが出雲市長をやつていたころの話、出雲ドームといふのをつくつて、木のすばらしきといふのを全国に

輸入材で外材で建てた場合とどれくらいお金が違うものなんでしょうか。

それで、何でそんなことをお尋ねするかというと、それは大して変わらないんじゃないのかといふ気もしないでありますよ。そのところをひとつお尋ねをしておきたいなと思うのです。

もう一つは、今新林政のお話の中で、もちろんおっしゃるよう農業と林業というのは全然違うわけですから、林業というのは何年かかるかわからない、こういう話ですし、お米というのは一年に一回つくれるものですから、同じスケールで物事を考えるわけにはいかないのだけれども、所得と労働時間の点において、大体どれくらいの目標を描いておられますか。

○入澤政府委員 輸入住宅が非常に喧伝されておりまして、林政を預かる我々としては、非常にあらゆる意味では苦々しく思つておるわけであります。ただ、なぜ輸入住宅を若者が志向するかといふと、デザインなど、あるいは窓枠のサッシとかの部品の製造技術が向こうの方がいいというふうなことが指摘されております。

そこで、本当に輸入住宅は安いんだろうか、高いんだろうかということで、一応試算しておました。五十坪の家を建てる場合に、輸入住宅としてセツで運んできて、こちらで電気工事、水道工事、ガス工事等をやつてやる場合に二千二百九十万円。国内で、国産材を使うか、外材を使うかといふことは、なかなかこれは区別できないのですが、国内でひかれた材を使いまして同じ広さの住宅をつくる場合には二千二百六十万円でございます。

この数字の秘密といいますか、裏にあるのは、木造住宅をとらえてみても、一戸の家を建てる場合に木材に要する経費、これは大体一〇%から一五%でございまして、その他は全部、水道工事、電気工事、ガス工事、そういう住宅を構成する、六十五種類ぐらいあるといいますけれども、そういうもののが業種に対する経費でございまして、木材だけで見ますと、コスト的には一〇%から一五%といふことが、輸入住宅にしろ、あるいは国内で

国産材あるいは外材を使って住宅をつくる場合に

しろ、そんなに値段が変わらないということの原因じやないかというふうに私は見ております。

○石破委員 輸入住宅がよえるというのは、これはいいのか悪いのか。私も規制緩和委員長なんかなんだけれども、要は、今の長官のお話を聞きま

すと、十分競争力を持ち得るんだ、やりようによつては持ち得る、もしくは外材よりも安くやれるんだということだと思うのです。

○入澤政府委員 やつていますから結構なことだと言いたいところを要するに、今の木材需要というのは、一億立方メートルかしら、それぐらいしか需要がないわけですね。この需要をどうやってふやしていくかというお話ををしていかないといけない。市場を建設省の話だということになるのかもしれないけれども、それは建設省だの林野庁だの、そんな話を聞いても仕方がないので、どうやって需要をふやしていくかというお話をきょうは議論をしたいんだろかということで、一応試算しておました。五十坪の家を建てる場合に、輸入住宅としてセツで運んできて、こちらで電気工事、水道工事、ガス工事等をやつてやる場合に二千二百九十万円。国内で、国産材を使うか、外材を使うかといふことは、なかなかこれは区別できないのですが、国内でひかれた材を使いまして同じ広さの住宅をつくる場合には二千二百六十万円でございます。

この数字の秘密といいますか、裏にあるのは、木造住宅をとらえてみても、一戸の家を建てる場合に木材に要する経費、これは大体一〇%から一五%でございまして、その他は全部、水道工事、電気工事、ガス工事、そういう住宅を構成する、六十五種類ぐらいあるといいますけれども、そういうもののが業種に対する経費でございまして、木材だけで見ますと、コスト的には一〇%から一五%といふことが、輸入住宅にしろ、あるいは国内で

それから、材を切り出してきて、製造過程で外材と対抗するようにするためににはどうしたらいいか。大体、今の状況だと、国産材をひく製材工場は年間一千立方弱、外材をひく製材工場は年間六千立方弱で、三分の一の生産性なわけでござりますが、トータルとして年間一万立方とか三万立方の材をひけるようにならしますと、スケールメリットが十分に発揮されます。そうなりますと、

特に、国産材は、杉、ヒノキ、青森ヒバ等々、iftonチッドという大変な成分を木材の中に含んでおりますから、健康にもいいということでおどバントンチッドがあるというふうに思つております。問題は、そういうふうなアドバンチードを持っている国産材のマーケットの創出でございまして、戸建ての木造住宅の建築着工件数が減つていくとすれば、それにかわるべきマーケットをつくるなくてはいけない。

そこで、先ほど申しましたように、内装材に

もつと木材を使つてもらうということを進めていくたいというふうに思つておるわけであります。この国会議事堂のように、壁面にあるのは天井にも木材を使つてもらう、あるいは床もじゅうたんからフローリングにかえてもらうというふうなことを、公共施設を手始めにしまして、それぞれの住宅、マンション、それから学校、病院等々においては、一つは、私、担当してみて感じたの

特に、それに携わる方々が、今でも丸太が製品だなんというような話をしているわけですよ。

○入澤政府委員 林野庁もそうでございますが、これはちょっとと理解不可能な話なんだけれども、

何でこのままずっと来たのでしょうか。その理由は一体何でしょうか。

○入澤政府委員 私は、政策のよろしきを得て、きちんととした生産基盤、流通基盤の整備がなされ持つておる、その潜在性は多分にあるという認識

でよろしいですか。

○入澤政府委員 私は、政策のよろしきを得て、きちんととした生産基盤、流通基盤の整備がなされ持つておる、その潜在性は多分にあるという認識

でよろしいですか。

○入澤政府委員 私は、政策のよろしきを得て、きちんととした生産基盤、流通基盤の整備がなされ持つておる、その潜在性は多分にあるという認識

でよろしいですか。

ンチッドという言葉も、私が初めて聞いたのはたしか十五年くらい前の話なんですが、前からずつと問題点が指摘されている。コストダウンもしな

きやいけないと言われていたことなんです。何でこれが今こうになつて出てきたのか。この十年間何でいたのか。実は自分に対する責任も感じてはおりますが、これは一体どういうことなんですか。

○石破委員 そこで、間伐をちゃんとやらなければいけない、コストダウンもしなきやいかぬ。

う」となんですが、さて、予算を見ますと、ここ数年ずっと、林道予算にしても間伐予算にしてもふえないので、本来間伐しなきやしないものの半分もできないんじゃないのか。本当にこれで国産材時代なんか来るのですか。川上の問題だけとらえて言いますと、そういう気がして仕方がない。そう言いますと、シーリングがありますので、こういう話なんだけれども、シーリングというのは、確かにそれはそれなりに手法としては有効だと思うけれども、実際に生きておる木というものを相手にするときに、そういうようならしく定規なシーリングなんぞというお話を本当にいいのだろうかという気がするのですね。

間伐が進まない理由、林道網が整備をされない理由——林道のお話をしますと、都会の人なんかには、一日に何台かしか車が走らないようなところに林道なんかつくるか、こんなことを言われちゃって、なかなか理解を得るのが難しいんだけども、間伐促進、林道促進、それはかけ声だけではなくて、実際に本当に予算の面から与野党挙げて取り組んでいく必要があるだろうと思うけれども、ここが伸びない理由、そしてこれらの御見解を承りたいと存じます。

○入澤政府委員 御指摘のとおり、間伐をしてはいけない時期に来ている林分の四六%しか間伐がされていない。しかも、切り出された間伐材が山の中に放置されまして、利用されているものは四九%だという数字がございます。

これは、一つは、材価が低迷してしまって、せっかく間伐材を利用しようとしても、持ち出すだけでもコストがかかつてしまつて経営採算に合わないという状況があると思いますけれども、そのような状況の背景に、もう一つは、先ほどから申しておりますように、我が国の山林の所有形態が零細である、五ヘクタール以下の林分きり持つていなければ、しかも兼業の農家林家が九割を占めている、それから不在村の山林地主の山が、ふえている、こういうふうなことが間伐が適切に進まない原因じやないかというふうに私は考えております。

う」となんですが、さて、予算を見ますと、ここ数年ずっと、林道予算にしても間伐予算にしてもふえないので、本来間伐しなきやしないものの半分もできないんじゃないのか。本当にこれで国産材時代なんか来るのですか。川上の問題だけとらえて言いますと、そういう気がして仕方がない。そう言いますと、シーリングがありますので、こういう話なんだけれども、シーリングというのは、確かにそれはそれなりに手法としては有効だと思うけれども、実際に生きておる木というものを相手にするときに、そういうようならしく定規なシーリングなんぞというお話を本当にいいのだろうかという気がするのですね。

間伐につきましては、私は、予算をふやしたから進むという単純な話ではないと思います。間伐材を利用するマーケットをきちんとつくつていかなければいけないと私は思いました。それからまた、規なシーリングなんぞというお話を本当にいいの

理由——林道のお話をしますと、都会の人なんかには、一日に何台かしか車が走らないようなところに林道なんかつくるか、こんなことを言われちゃって、なかなか理解を得るのが難しいんだけども、間伐促進、林道促進、それはかけ声だけではなくて、実際に本当に予算の面から与野党挙げて取り組んでいく必要があるだろうと思うけれども、ここが伸びない理由、そしてこれらの御見解を承りたいと存じます。

そこで、今日は意欲のある林家とか森林組合等の力をおりて、そういうふうに考へておるわけでござります。間伐が進まないといふに思つております。間伐材を利用するマーケットをきちんとつくつていかなければいけないと私は思いました。それからまた、規なシーリングなんぞというお話を本当にいいの

理由——林道のお話をしますと、都会の人なんかには、一日に何台かしか車が走らないようなところに林道なんかつくるか、こんなことを言われちゃって、なかなか理解を得るのが難しいんだけども、間伐促進、林道促進、それはかけ声だけではなくて、実際に本当に予算の面から与野党挙げて取り組んでいく必要があるだろうと思うけれども、ここが伸びない理由、そしてこれらの御見解を承りたいと存じます。

そこで、今日は意欲のある林家とか森林組合等の力をおりて、そういうふうに考へておるわけでござります。間伐が進まないといふに思つております。間伐材を利用するマーケットをきちんとつくつていかなければいけないと私は思いました。それからまた、規なシーリングなんぞというお話を本当にいいの

理由——林道のお話をしますと、都会の人なんかには、一日に何台かしか車が走らないようなところに林道なんかつくるか、こんなことを言われちゃって、なかなか理解を得るのが難しいんだけども、間伐促進、林道促進、それはかけ声だけではなくて、実際に本当に予算の面から与野党挙げて取り組んでいく必要があるだろうと思うけれども、ここが伸びない理由、そしてこれらの御見解を承りたいと存じます。

そこで、今日は意欲のある林家とか森林組合等の力をおりて、そういうふうに考へておるわけでござります。間伐が進まないといふに思つております。間伐材を利用するマーケットをきちんとつくつていかなければいけないと私は思いました。それからまた、規なシーリングなんぞというお話を本当にいいの

理由——林道のお話をしますと、都会の人なんかには、一日に何台かしか車が走らないようなところに林道なんかつくるか、こんなことを言われちゃって、なかなか理解を得のが難しいんだけども、間伐促進、林道促進、それはかけ声だけではなくて、実際に本当に予算の面から与野党挙げて取り組んでいく必要があるだろうと思うけれども、ここが伸びない理由、そしてこれらの御見解を承りたいと存じます。

そこで、今日は意欲のある林家とか森林組合等の力をおりて、そういうふうに考へておるわけでござります。間伐が進まないといふに思つております。間伐材を利用するマーケットをきちんとつくつていかなければいけないと私は思いました。それからまた、規なシーリングなんぞというお話を本当にいいの

理由——林道のお話をしますと、都会の人なんかには、一日に何台かしか車が走らないようなところに林道なんかつくるか、こんなことを言われちゃって、なかなか理解を得のが難しいんだけども、間伐促進、林道促進、それはかけ声だけではなくて、実際に本当に予算の面から与野党挙げて取り組んでいく必要があるだろうと思うけれども、ここが伸びない理由、そしてこれらの御見解を承りたいと存じます。

そこで、今日は意欲のある林家とか森林組合等の力をおりて、そういうふうに考へておるわけでござります。間伐が進まないといふに思つております。間伐材を利用するマーケットをきちんとつくつていかなければいけないと私は思いました。それからまた、規なシーリングなんぞというお話を本当にいいの

理由——林道のお話をしますと、都会の人なんかには、一日に何台かしか車が走らないようなところに林道なんかつくるか、こんなことを言われちゃって、なかなか理解を得のが難しいんだけども、間伐促進、林道促進、それはかけ声だけではなくて、実際に本当に予算の面から与野党挙げて取り組んでいく必要があるだろうと思うけれども、ここが伸びない理由、そしてこれらの御見解を承りたいと存じます。

そこで、今日は意欲のある林家とか森林組合等の力をおりて、そういうふうに考へておるわけでござります。間伐が進まないといふに思つております。間伐材を利用するマーケットをきちんとつくつていかなければいけないと私は思いました。それからまた、規なシーリングなんぞというお話を本当にいいの

理由——林道のお話をしますと、都会の人なんかには、一日に何台かしか車が走らないようなところに林道なんかつくるか、こんなことを言われちゃって、なかなか理解を得のが難しいんだけども、間伐促進、林道促進、それはかけ声だけではなくて、実際に本当に予算の面から与野党挙げて取り組んでいく必要があるだろうと思うけれども、ここが伸びない理由、そしてこれらの御見解を承りたいと存じます。

そこで、今日は意欲のある林家とか森林組合等の力をおりて、そういうふうに考へておるわけでござります。間伐が進まないといふに思つております。間伐材を利用するマーケットをきちんとつくつていかなければいけないと私は思いました。それからまた、規なシーリングなんぞというお話を本当にいいの

理由——林道のお話をしますと、都会の人なんかには、一日に何台かしか車が走らないようなところに林道なんかつくるか、こんなことを言われちゃって、なかなか理解を得のが難しいんだけども、間伐促進、林道促進、それはかけ声だけではなくて、実際に本当に予算の面から与野党挙げて取り組んでいく必要があるだろうと思うけれども、ここが伸びない理由、そしてこれらの御見解を承りたいと存じます。

○入澤政府委員 御指摘のとおり、間伐をしてはいけない時期に来ている林分の四六%しか間伐がされていない。しかも、切り出された間伐材が山の中に放置されまして、利用されているものは四九%だという数字がございます。

これは、一つは、材価が低迷してしまって、せっかく間伐材を利用しようとしても、持ち出すだけでもコストがかかつてしまつて経営採算に合わないという状況があると思いますけれども、その

ような状況の背景に、もう一つは、先ほどから申しておりますように、我が国の山林の所有形態が零細である、五ヘクタール以下の林分きり持つていなければ、しかも兼業の農家林家が九割を占めている、それから不在村の山林地主の山が、ふえている、

こういうふうなことが間伐が適切に進まない原因じやないかというふうに私は考えております。

○入澤政府委員 おかけさまで三兆九千億の資金枠、事業枠が定められまして、これに基づきまして今林道網の整備がなされているわけでございますが、これは、

平成八年度で第一次の計画が終了いたしました。来年度におきまして、さらにこれを強化して林道網

の整備を進めるべく、今戸内で検討会を始めてい

ます。

○入澤政府委員 やはり材木を売る場合も、他の商品を売る場合と同じように、相当な商業行為と

ありますか努力をしなければいかぬわけでありま

す。行政は行政として役割分担を果たしますし、それから業界にもやつてもらわなければいかぬと

思つています。

行政としてはまず何をやるべきかと考えまして、この間私ども、「木と健康」という約二十五分物の

ビデオをつくりました。これは、全国で今三千本ぐらい普及して、見ていただいているけれども、内装、居住空間を木材で覆うとどういうメリット

があるよということは書いてあるわけですが、これが大々的にPRされたという話を一度も聞いたことがない。よほどの人が思つて、住宅金融公庫にどうしましようかと。これは商売としては逆のお話だと思うんですよ。ユーザーの側がどうしたらいでしようかと聞きに行って、実はこんなものがあるんだよと教えてもらわうのは、これ

は商売としては逆さまのお話なんですね。ユーザーの側がどうしたらいでしようかと聞きに行って、実はこんなものがあるんだよと教えてもらわうのは、これ

それでは、そういうニーズを喚起して、刺激を受けた消費者が木材にしたいといったときに、どこへ行つたらいいかわからないといったのでは困りますので、全国五十八カ所に木材利用相談センターというのを設けました。そこへ行きますと、どういう樹種の材をどのくらいの予算だつたらどのくらいまで使えるさらに、大工、工務店はここに行けば十分に親切に相談してくれるよ、話に乗ってくれるよというふうなことです、丁寧な相談ができるような相談センターをつくりましたこのマニフェアルを今急いでつくっておりますけれども、そのようなことを前提といたしまして、今まで、材を安定的に供給する、そしてコストを安くして売れるような仕組みを考えていくということで取り組んでいるわけでございます。

こんな初步的な取り組みでございますけれども、こういうことを通じながら少しでもマーケットを広げる努力をやつていきたいというふうに考えているわけでございます。

○石破委員 長官、金融のことについて、ローンのことについて承りたい。

○入澤政府委員 間伐材の利用開発につきましては、まず林業改善資金助成法等で無利子資金が提供されるようになっていますし、それから構造改善事業におきまして、間伐材を使つていろいろな商品を開発する場合に一定の補助金が出ることになっていますし、農林公庫におきましても、施設整備等について補助金が出ることになつています。

それから、木材を内装に使う、間伐材を含めて内装に使うという場合には、住宅の場合に、リフォームには十分な住宅金融公庫からの特別枠が借りられることになっています。問題なのは、建築当初において、まだ家具を運び込む前に、オプションとして内装を木材にするというふうな場合にも住宅金融公庫の特別枠が設けられないかといふことを再三再四建設省にも要求しているのですが、なかなか実現いたしません。

○石破委員　何でそれが実現できないか、建設省でお答えになれる方がいらっしゃつたら答えていただきたいなと思つております。

もう一つ、きょう私が、何で差しかえまでお願ひしてここへ立つたかといいますと、どなたかも御指摘になりましたが、三月十七日に、国有林野と財投の関係をここまでぶつたるものがあるかと思うような社説が某新聞に載りました。私は、本当に目が覚めてしまいまして、ここまで書かれるとかいうふうに思つたんですね。これに対しても私は、いつ反論のペーべーが議員のところへ配られてくるかと思つて待つていたんですが、全然配られることもなかつた。

私は、以前公務次官をしておりましたときに、ソマリアに米が出せないのは食管法があるからだ、そういうことをやはり同じ新聞に書かれたことがありました。子供がソマリアに米を送りたいといふので、コップ一杯の米を送ろうという運動がありましたが、これにいっぱい米を入れてそれをソマリアのかわいそうな子供たちに送りたいと言つたらば、食糧庁がだめだと言つた、鬼のような役所だ、そういうふうに書かれていたので、それは幾ら何でもひどい、そんなこと食管法と何の関係もないということ、その新聞社に抗議を申し込み、同じだけのスペースをとつて反論をさせていただいたことがあります、あれしか読まない人は、これを本當かと思っているわけですよ。わかっている人だけわかっていても仕方がないのです。

これを読むと、衝撃的といいますか刺激的ななどいいますが、「国有林も経営はどんぶり勘定で会計も大福帳」「近代会計さえするのが実情」、財投を運営するのは大蔵省だが、その経営には何の注文もない、国有林の赤字は累積で三兆一千億、最終的には財政から補てんされる、六年度は七百二十八億だ。

これを読んで、知らない人は本当だろうな、ひ

存じておるつもりでございますけれども、いい機会ですから、公の場でそれは違うということを御指摘をいただきたい。そしてまた、林野庁の方も、先ほどのPRの話もそうですが、やはりきちんと有効に、そうではないんだということを言つていかなければ、ぬれぎぬを着せられてしまってなかなか理解が得にくいというふうに私は思うのですが、いかがでしょう。

○入澤政府委員 それでは、この場を通じまして若干反論させていただきますけれども、あの記事が出まして、直ちにその新聞社に対しても事実を説明いたしました。我々の抗議の記事を載せてくられるようにというふうに言つているのですけれども、なかなかからちが明きません。あしたは論説委員の懇談会を私が主宰してやりますので、その場でたっぷり私が油を搾つてやりたいと思っております。

まず、記事の内容でございますけれども、「国有林はわが国の森林面積の約四割を占める」と言つていますが、これは三割の間違いでござります。それから、「保存林を除くとほとんど丸裸」であると言つていますが、これは全く事実無根でございまして、人工林のうち若齡林が、二十から三十年の若齡林が多いというのは、まさに戦後の高度経済成長期おきまして国民の旺盛な住宅建設需要にこたえるために積極的に木材供給を行つた結果でございまして、まだ今は十分に成長していませんけれども、これから伐期が来るのだという、その山の若い状況を十分に説明したいと思っております。

それから、高く売れる木はほとんど切り尽くして人件費ばかり捻出したなんて言つていますけれども、そうではありませんでして、森林整備の仕方につきましても、伐採跡地につきまして十分に植林しておりますし、また四つの機能分類をいたしまして、全部切るのではなくて、ここは森林空

「財投からの融資には難しい条件が付かない。」  
と言いますが、とんでもありませんでして、財投の借り入れにつきましては、造林、林道等の林業基盤整備のための経費と、それから改善期間中ににおける要員調整を円滑に進めるための退職手当の借入金、それから財政調整措置としての借りかえ借入金に限定されているところでございます。今回も、一般会計から造林利子の借入金に対する利子補給、それから借りかえ借入金に対する利子補給の幅を拡大するとかいうことが認められましたけれども、もしそのほかのこととに一般会計からの導入を拡大しようとすれば、それは法律改正が必要になるわけですが、まさに相当な条件があるわけでございます。

それから、「国有林も經營はどんぶり勘定で、会計も大幅帳的に」やっているなんて言っていますが、これもとんでもないことでございまして、国有林野事業はきちんと一般会計と区別して企業特別会計として企業会計原則が適用されて実行しているわけでございます。

そのほか、国有林の要員規模等々につきましてもいろいろな改善努力をやっているということを私どもは主張していきたいというふうに思つておるわけでございます。

○石破委員　これは、大臣がどなり込むという話もなかなか難しかろうかと思います。政務次官がいらっしゃいますが、そういうことについては理解を得るよう、政務次官にもぜひ積極果敢に御努力、御奮闘をお願いいたしたいというふうに思つておるところでございます。

それで、国有林野会計をどうするかという話ですが、何をもって健全性が確保されたと考えるかということですね。この計画というのは、本当にできるかできないかわからぬかというような御答弁があります、やつてみなければわからない。この三法がきちんと動いて、そして本当に国産材

というものが競争力を持ち、需要が拡大する、そういうことが条件として必要だろとは思つておられます。国有林野の健全性が確保されるというのはどういう状態をもつてして健全性が確保されるということなのか。

もともと国有林野のいろいろな機能を考えますと、それはもう単に商売ベースのお話ではないだろうといふには思つてゐるのですが、どういふ点を称して健全性が確保されたといふに評価すべきか、そのためには全体いつであるか、そのためどういう根拠によつてめどとなつておるのか、お尋ねいたしたいと存じます。

○入澤政府委員 国有林野事業の健全性がどういうようになつたら確保できるかということについては、なかなか難しい質問ではございますけれども、森林の維持管理に必要な資金が十分に確保されて、そして適切に過不足なく資金が入つて維持管理ができるという状況が望ましいと思います。

木材林産物の販売代金だけでは十分ではなくて、一般会計あるいは財投から相当借金をしながら続けていくという状況は必ずしも健全とはいえない。まあ少々の借金があるのは、これはどの企業でも同じでありますから、返せるめどのある借金をしながら現金を確保していくという政策は、私は間違つてないと思います。

ただ、今の問題は、三兆二千億になんなんとする累積債務がたまつてしまつた、これが非常に問題でございまして、そのため前回の国有林野事業特別会計の改正で経常事業と累積債務を区分したわけでございます。

経常事業につきましては、私は、平成十二年度に借入金がゼロになるかどうかは別としまして、借入金の金額は逐年減つていますし、まあほどどの、そこそこの経営がなされているのではないかと思ひます。しかし、累積債務の方の借金が、金利の増嵩あるいは十分な収入の確保ができないためにふえている。ここは、ことしも大蔵省からいろいろな一般会計からのお金をいただきましたけれども、

ども、特別会計のよさを堅持しながら一般会計から一定の資金を入れていただくことで改善ります。国有林野の健全性が確保されるというのはどういう状態をもつてして健全性が確保されるということなのか。

もともと

国有林野のいろいろな機能を考えますと、それはもう単に商売ベースのお話ではないだろうといふには思つてゐるのですが、どういふ点を称して健全性が確保されたといふに評価すべきか、そのためには全体いつであるか、そのためどういう根拠によつてめどとなつておるのか、お尋ねいたしたいと存じます。

○入澤政府委員 国有林野事業の健全性がどういうようになつたら確保できるかということについては、なかなか難しい質問ではございますけれども、森林の維持管理に必要な資金が十分に確保されて、そして適切に過不足なく資金が入つて維持管理ができるという状況が望ましいと思います。

○石破委員 それでは、別の質問に移りたいと思ひます。とにかく今やらなければいけないことは景気を回復させなければいけないということですね、これは与野党とも一緒の認識です。それはもう、住専の問題が解決すれば景気が回復するなんというそんな簡単な話ではないわけで、景気の回復というのは今まで、公共事業をやるとか公定歩合を下げるとか減税をするとかいろいろなことをやつきましたが、どうもどれもこれも効果がないなさそうだ。それはもう、どうも構造的にそういうふうなときになつてしまつたのでしょうか。これ以上国債を出しますと本当に価格が暴落するということが起りますから、これ以上国債を出せるような状況だとは思いませんし、公共事業がそんなに拡大するということは次の時代に物すごく大きなツケを残すことになるのではないかというふうに思うのです。減税をしてみたところで、それは賄費に回つてしまつてなかなか投資には回らない、公定歩合はこれ以上下がらないということだ

ろうと思うのですよ。

そうしますと、これから先本当に景気を回復させるかぎりのことは、やはり私は住宅産業ということにならざるを得ないだろう、ほかにもいろいろあります。一番ベースになるのは住宅なのだろうといふふうに思つてゐるのです。ありとあらゆる政策がそこへ取れんをしていくということだと、私は、観点としてなければならぬ。

もう一つは、私いつも申し上げるのですけれども、一番我々が視野に入れて考えなければいけないのは、二〇二五年という年だろうと思つてゐるのです。二〇二五年というのはどういう年かと言えば、地球の人口が最大になる年であり、くしくもその年は日本の高齢化比率が最大になる年だと言われています。私もそのときは六十九歳になりますから、三十年も先の話ですが、そういうような世代になつてしまつわけですけれども、それを避けるためには、いろいろな手がありますが、どうしても子供の数をふやしていくというこ

とを考えなければならない。

私は、昔厚生委員会おりましたときに、子供の数というのは一体何に関係があるのでどうかと厚生省にお調べをいたいたことがあります。では、共稼ぎが多いから子供の数が少ないのかと

いうとどうでもないのです。我々鳥取県なんというのは、婦人就業率が全国で一位とか二位とかそういうところですが、出生率は全国で第四位みたいな話です。では所得なのかというと、所得が一

番高いのは当然東京都、一番低いのは残念ながら沖縄県です。だけれども、子供の数が一番多いのは実は沖縄県である、東京はそんなに高くないと

いうことがある。所得というのもどうも関係がなさそうだねといふことになると、では何が関係あるのかといふこといろいろなものを調べてみた

結果、やはり住宅なんですね。住宅の広さといふものが子供の数と一番の相関関係を持つていているのかといふこといろいろなものを調べてみた

ところがある。

そうしますと、景気の回復ということ、そしてまたこれから高齢化対応ということ、いろいろなことを考え合わせてみまして、これから先住宅と

住宅産業というものを考えましたときに、何でこれを森林三法の話と絡めて言つてゐるかといふと、とにかく家が建たなきや木材なんか出ないのです。どうやって家を建てるか。そして、もう確かに内装とかいろいろな話はあります。これは基

本的にやはり一戸建ての住宅というものをたくさん供給していかねばならぬであろう。

そして、阪神大震災のときに問題になつたのは、何かあったときに、関係の衝にある者が鎌倉に住んでいるとか船橋に住んでいるとか、そういう話で全然近場にいない。やはり近いところにちゃんとあります。

さて、今規制緩和、規制緩和と言つておって、橋本内閣の最大の課題は規制緩和であるということを総理も本会議における所信表明で述べられたことでございました。そこで、この間規制緩和計画の見直しというものがあつて、大変に大部なものが出てまいりました。では農林水産省の関係で

はどうなんだろうかといふと、いろいろな規制緩和がありますね。価格政策の問題もございますが、

同時に、住宅供給について、生産緑地の問題や市街化調整区域の線引きの見直し、そういうものも行政改革委員会から出でてゐる。そして、それはさすがに措置済みといふにはなつていなければ

ども、一応措置をしたという事になつてゐる。それをやることはいろいろな問題はあるだろう

と思いますよ。しかしながら、バブルというものが起つた一つの遠因には、やはり私は土地政策

というものがあるだろうと思っている。プラザ合意があつて金融が緩和され、サラリーマンの所得がふえて、では何が起つたかといふと、しか

なしそうしたたといふことですよ。

そうしますと、それがおうちに行かないで、預金に回つていった、株に回つていった。そのお金はどうなつたかといふと、不動産会社に行つたり住専に行つたり、それがすべてだといふような幸運なことがあります。

のは密接な関係があつたんだろうなというふうに私は思つておるわけでございます。

さて、大臣、政治家としてこれから先の住宅政策といものはどうあるべきなんだろう。これは建設大臣の所管だというふうにおっしゃるかもしれません。

いなければ家は建たない。そのときには市街化調整区域をどうするかということと必ず密接な関係があることなんですよ。そして、宅地がなければ家は建たない。そのときには市街化調整区域をどうするかといふ話が必ず出てくる。しかし、そこを見直してしまつたら農協はどうなってしまうんだという話が当然出てくるでしょう。

だけれども、今回のいろいろな系統金融機関の問題を見てみますと、住専にどんどん貸してしまつたなんというのはやはり都会の農協なんですね。私どもの方は、残念、いや幸運なことにと言うべきで、ほんと貸してはおりません。都市の系統の方といふのは議論をしなければいけない。それは今は置きます。

大臣、政治家として、これから先の住宅政策、それはどういうふうにあるべきだといふうにお思いになつていらしゃいます。

○大原国務大臣 大変難しい質問だと思います。私は基本的には日本の地価といふのは高過ぎると思うのです。これは平地面積二〇%のところへアメリカの名目G.N.P.を乗っけてしまつた。アメリカは日本の二十五倍で、平地面積は六割近い。平地面積ベースでは九十分の一のところへ、それにG.N.P.イコールを乗つけるのですから、これは地価がヒートするのは当たり前といつたら当たり前であります。そういう経済構造の中に我々は仕組まれているわけですね。

住専問題がいろいろ議論あります。私も資料を調べてみたのですが、十二年周期で土地バブルが起きているのです。そういう状況の中で、今後我々は地価問題を一体どうとらえていいたらいいか。サラリーマンの給与の六年分も七年分も払わなければ家が建たないというような状況、これを抜本的に直すには一体どうしたらいいかとい

うのは、実は私には答えるがないのです。委員、すばらしい答えがあつたらお示しを願いたいと思うわけあります。いずれにしても、ああいうバブルは二度と起こしてはならない。もう少し基本的な

土地政策をやつしていくべきではないのかな。その環境の中につけて、いわゆる調整区域内の農地等をどう位置づけていくかという問題が我々に課されています。そういう意味で、都市近郊の農地についてはいわゆる優良耕作地でないものもあります。あるいはまた傾斜地で、それも調整区域だからだめだという地域もあります。

しかしながら、我々のスタンスは、基本的に優良農地はやはりどんなことがあっても確保しないかなければならぬ。ただ、都市計画やその他周辺部分との調整はやはりやってあげてもいいのではないか。こんな感じでやっていきたいなと思つております。

○石破委員 私は、優良農地をつぶそうとか、そんな話をしておるわけでは全然ございません。もちろん大臣御案内とのおりでございます。

話は飛ぶ 飛ぶわけでもないですが、新食糧法案というのが動きまして、どうも話が違うじゃないかというのが多いのです。

確かに私もここで去年質疑もした。新食糧法案というのを円滑に動かしていくためには、それはつらいだろうけれども、減反というものをかけていかなければ新食糧法案は動かないということは十分わかつた上で申し上げておるわけですが、自由につくれると思つたらそれはダメよということだつた。それは強制するわけじゃない、あなた方が損するんだからということだけれども、村がいろいろなものを使って、そういうものは結局は心理的には強制された格好になつておるということは事実だろと思つております。

では共補償がうまくいっているかというと、何らかの建設省に来ていただいているのは、どれぐらいいこれから住宅を建てようとしておられるのか、その積算根拠は何であるか。例えばワンルームですか、それでも一戸といえば一戸ですよね。大変な大邸宅でも一戸といえば一戸なんだ。どれ

けないと思います。

大臣のところでも恐らくそうだと思いますけれども、私どものところでも、中山間地なんかへ行きますと、もっとつくらせてくれよと。都市調整区域なんかでそれは宅地で売つてくれたつていり。そしてまた、その分で食糧危機が来るとかなり言つてゐるが、八十何万ヘクタールも減反しているのですから、そうであれば、もっとそなうどころでお米をつくっていくということがあつても日本トータルの食糧安全保障としては影響ないじゃないか。それについては反論するの

なかなか難しいだろうと思っている。

土地がヒートしていくのは当たり前だという概念は、私は大臣と見解を少し異にしているのであります。やはり市街化調整区域といふものを、本当にそこは市街化調整区域としてやっていかねばならないのか、それとも、もっと国全体の計画を考えたときに見直す必要があるのではないか、そういう要望が全国知事会からも出ているはずなんですが、農林水産省からは確定のお答えがないはずなんです。なぜそれができないか。優良農地を守らなければいけない、それだけでは説得力が足りないと私は思つてゐる。

生産緑地のお話にしましても、それは三十年間いじれないということになつてゐるわけだけれども、ビニールハウスを建てたつて生産緑地なんですよ。それが何が緑か。そしてまた田んぼにしたって、一年のうち緑なのはほんのわずかの期間です。何が緑地かということであつて。それで避難場所をつくらなければいけない。避難場所のために農地を使われてはたまらないので、それはまた別の政策だろうと私は思つてゐる。どうも取つつけたようなお話を多い。

私が建設省に来ていただいているのは、どれぐらいいこれから住宅を建てようとしておられるのか、その積算根拠は何であるか。例えばワンルームですか、それでも一戸といえば一戸ですよね。大変な大邸宅でも一戸といえば一戸なんだ。どれ

ぐらいを建てようとしておられるのか。そしてま

た、それはどのような宅地を念頭に置いておられるものであるか、そういうこともあわせてお尋ねをしたいと思います。

#### ○矢野説明員 住宅政策講でございます。

ただいまの御指摘でございますけれども、私もでつい先日閣議決定させていただきました第七期の住宅建設計画というのが当面の住宅の戸数につきましての見通しでございます。この計算の結果といたしまして、現在七百三十万戸の住宅を今後五年間で新築する、こういう見通しになります。

その計算の前提といたしましては、私どもがやつておりますのは、いわゆる世帯の増加がどのようになるのか。これは厚生省の人口の見通し等を踏まえまして私どもなりに積算をしております。やはり市街化調整区域といふものを、本当にそこは市街化調整区域としてやっていかねばならないのか、それとも、もっと国全体の計画を考えたときに見直す必要があるのではないか、そういう要望が全国知事会からも出ているはずなんですが、農林水産省からは確定のお答えがないはずなんです。なぜそれができないか。優良農地を守らなければいけない、それだけでは説得力が足りないと私は思つてゐる。

生産緑地のお話にしましても、それは三十年間いじれないということになつてゐるわけだけれども、ビニールハウスを建てたつて生産緑地なんですよ。それが何が緑か。そしてまた田んぼにしたって、一年のうち緑なのはほんのわずかの期間です。何が緑地かということであつて。それで避難場所をつくらなければいけない。避難場所のために農地を使われてはたまらないので、それはまた別の政策だろうと私は思つてゐる。どうも

おきます。

宅地の方につきましては、別途また御説明いたします。

○加藤説明員 宅地についての必要量というのがどのくらいかというのにつきましてお答えさせていただきます。

ただいま住政課長からお話をありましたが、住

宅については五ヵ年計画というのがございまして戸数が出されておるわけでございますが、宅地につきましては、考え方としては同じような考え方でございまして、世帯数の伸び、これをもとに必要な住宅戸数をはじき出します。その住宅戸数をもとに新規に宅地がどのくらい必要かということを推計をさせていただいております。

それによりますと、これは若干年次がずれるのですが、「一九九一年から二〇〇〇年までの約二十年間でございますが、この二十年間で全国で約十九万ヘクタールということに見込んでおります。

なお、現在のところ、供給実績からいたしまして、新規供給量といたしましては年間平均一万ヘクタール程度で推移をいたしておりますので、大体それが弱含みで推移するのではないかなどいうような見通しを持っております。

以上でございます。

○石破委員 その十九万ヘクタールというのはどこから出てくるのですか。もう一回説明してください。

○加藤説明員 まず、先ほど言いました住宅戸数と同じなのでございますが、世帯数がどのくらい今後伸びてくるかということを考えます。世帯数の中でも、それに加えまして、今まで非住宅に住んでいられるところから住宅を必要とされる方、それと空き家の増加戸数、その中でも実際に宅地、私どもで推計しておりますのは、非住宅地から住宅地にどのくらい転換するか。例えば農地

日本という国は非常に不思議な国で、都市も農村も不平不満だらけという変な国なのですよ。お互いが悪口を言い合っている。どちらも幸せではない。そして農村で休暇を過ごすとか農村で第二の人生を過ごすということには余り価値を見出さない。こういう国は先進国では珍しいと私は思っているのですね。都市が農村を支える、そしてまた農村が都市を支える。都市が過密にならないために農村を都市が支える、そういう発想が皆無と言つてもいい不思議な国です。グリーンツーリズムだって余りうまくいかないのですね。私はそういう気がして仕方がないのです。何か別の方策をグリーンツーリズムには加えなければいけないだろうというふうに私はかねてから思つておるわけでござりますけれども、農水省と建設省の間で、内閣として重要な課題としてそれはお取り組みをいただきたいと思っている。

私は、何も市街化調整区域の線引きの見直しをどんどんやれとかそんなことを申し上げておるわけではないけれども、住宅建設のこれから見通しが中で、農水省としてこれから先の国産材の需要なもの、そういう住宅以外の用途から住宅に転換することですとか、あるいは工場跡地といったようなもの、そういう新規に住宅地を必要とするものはどのぐらいかということで供給の推計などをしておりわけでございまして、どういうふうにやっているかというと、そういう背景でやっているのです、住宅から住宅にかかる、例えば建てかえをするというような場合には新規に宅地の供給は要りませんので、そういうものはこの計算の中には入っておらないということでございます。

○石破委員 その十九万ヘクタールというのはどこから出てくるのですか。もう一回説明してください。

○加藤説明員 まず、先ほど言いました住宅戸数と同じなのでございますが、世帯数がどのくらい今後伸びてくるかということを考えます。世帯数の中でも、それに加えまして、今まで非住宅に住んでいられるところから住宅を必要とされる方、それと空き家の増加戸数、その中でも実際に宅地、私どもで推計しておりますのは、非住宅地から住宅地にどのくらい転換するか。例えば農地

日本という国は非常に不思議な国で、都市も農村も不平不満だらけという変な国なのですよ。お互いが悪口を言い合っている。どちらも幸せではない。そして農村で休暇を過ごすとか農村で第二の人生を過ごすということには余り価値を見出さない。こういう国は先進国では珍しいと私は思っているのですね。都市が農村を支える、そしてまた農村が都市を支える。都市が過密にならないために農村を都市が支える、そういう発想が皆無と言つてもいい不思議な国です。グリーンツーリズムだって余りうまくいかないのですね。私はそういう気がして仕方がないのです。何か別の方策をグリーンツーリズムには加えなければいけないだろうというふうに私はかねてから思つておるわけでござりますけれども、農水省と建設省の間で、内閣として重要な課題としてそれはお取り組みをいただきたいと思っている。

私は、何も市街化調整区域の線引きの見直しをどんどんやれとかそんなことを申し上げておるわけではないけれども、住宅建設のこれから見通しが中で、農水省としてこれから先の国産材の需要るもの、そういう住宅以外の用途から住宅に転換することですとか、あるいは工場跡地といったようなもの、そういう新規に住宅地を必要とするものはどのぐらいかということで供給の推計などをしておりわけでございまして、どういうふうにやっているかというと、そういう背景でやっているのです、住宅から住宅にかかる、例えば建てかえをするというような場合には新規に宅地の供給は要りませんので、そういうものはこの計算の中には入っておらないということでございます。

○石破委員 その十九万ヘクタールといふに思つておりますので、こうしたことをお尋ねをいたしました。またそのお話を、次回でもやらせていただきたく、もう一つお尋ねをいたしたい

以上でございます。

○石破委員 時間が余りございませんから、この議論はまたしたいと思います。

本当に、宅地の供給をどうやってやつていくのだろうということについて、建設省と農水省の間で本当の相互の意思の疎通というものが私は必要

なのだろうと思っているのですよ。どうやって宅地を供給をしていくのか、守るべき農地はどういうものであるのか、そして中山間をあわせてどう

守っていくのか。

日本という国は非常に不思議な国で、都市も農村も不平不満だらけという変な国なのですよ。お互いが悪口を言い合っている。どちらも幸せではない。そして農村で休暇を過ごすとか農村で第二の人生を過ごすということには余り価値を見出さない。こういう国は先進国では珍しいと私は思つているのですね。都市が農村を支える、そしてまた農村が都市を支える。都市が過密にならないために農村を都市が支える、そういう発想が皆無と言つてもいい不思議な国です。グリーンツーリズムだって余りうまくいかないのですね。私は

そういう気がして仕方がないのです。何か別の方策をグリーンツーリズムには加えなければいけないだろうというふうに私はかねてから思つておるわけでござりますけれども、農水省と建設省の間で、内閣として重要な課題としてそれはお取り組みをいただきたいと思っている。

私は、何も市街化調整区域の線引きの見直しをどんどんやれとかそんなことを申し上げておるわけではないけれども、住宅建設のこれから見通しが中で、農水省としてこれから先の国産材の需要るもの、そういう住宅以外の用途から住宅に転換することですとか、あるいは工場跡地といったようなもの、そういう新規に住宅地を必要とするものはどのぐらいかということで供給の推計などをおりわけでございまして、どういうふうにやっているかというと、そういう背景でやっているのです、住宅から住宅にかかる、例えば建てかえをするというような場合には新規に宅地の供給は要りませんので、そういうものはこの計算の中には入っておらないということでございます。

○石破委員 その十九万ヘクタールといふに思つておりますので、こうしたことをお尋ねをいたしました。またそのお話を、次回でもやらせていただきたく、もう一つお尋ねをいたしたい

われにはいかないのでというお話を聞いておられました。そしてまた、系統を救うために六千八百五十分億を投入したんだということを与党の責任ある立場の方があちらこちらでおっしゃつておられる。ありがたく思ひなさいというような話かもしれないと。それはそつなんですか。

政府と与党というのは違うとは私は思わないが、住専のお話でございます。

私が、以前、野呂田大臣のころだつただらうと思ひます。大蔵省にも来ていただいた。あの覚書の内容をここで細々申し上げることはいたしませんが、元本保証による、それは、再建するんだ、迷惑かけない、再建するときにはちゃんと面倒見るのだかられば清算するときにはちゃんと面倒見るのだから、どういう認識ですねと、そうでございます。大蔵省に聞いたら、そういうわけでもございません、こういう話でした。あれ、違いますねといふことを申し上げたのだけれども、どうも最近それが一つになってしまったようだ。

それはどういうことかというと、覚書というのは別に法的な効力があるわけでもない。確かに農林水産省設置法にも大蔵省設置法にも、あんなことをやつていいなんぞどこにも書いていないわけですね。それはそういうふうにこれでいかがですかと、そういうふうに申し上げて当事者が合意をしたものです。こういうのが両省の統一見解の内容で、私が以前質問したことと違っているように思うのですが、その点につきまして大臣の今の御見解を承りたい、今後の特別委員会の参考のためにも承りたいということが

○大蔵國務大臣 まず最初の点でございますが、私は明快に予算委員会で元本保証だと申し上げたわけであります。大蔵大臣もだんだんそういう気持ちになられて、元本保証だと思いますというお話をなつたのであります。正直言いまして、あれには元本を保証するということは書いてないわけではありません。

○大蔵國務大臣 まず最初の点でございますが、私は明快に予算委員会で元本保証だと申し上げたわけであります。大蔵大臣もだんだんそういう気持ちになられて、元本保証だと思いますというお話をなつたのであります。正直言いまして、あれには元本を保証するということは書いてないわけ

ね。だから系統の皆さんとしては、それならということで安心したに違いないわけでございます。

ございます。それから信連の賃貸率が一九・九%

いたしました

うことで安心したに違いないわけでございます。  
そういう前提に立つて我々は議論をしてきたわけ  
でありますが、さて、六千八百五十億を系統の

つまり一割程度であります。七十兆円というお金の余りは全部農中がこれを吸収して運用していくわけであります。有価証券という言葉がありまして、いかにも株をたくさん買っているようになつて、農中十兆円の有価証券というのは、ほとんどが朱武さんの中につづき、朱武さんはどうぞ

○松前委員長 これより各案に対する討論に入りますが、討論の申し出がありませんので直ちに採決に入ります。

二 條合經營の推進に当たつて、森林レクリエーション関連事業等専用林産物の生産以外の複合經營の推進にも配慮すること。

三 林業經營改善計画の認定並びに林業改善資金及び農林漁業金融公庫資金の貸付けに当たつて、市町村、森林組合その他関係機関との連携、協力を一層強化するとともに、林業者等の事務負担が増加しないよう、極力、事

金及び農林漁業金融公庫資金の貸付けに当たつて、市町村、森林組合その他関係機関との連携・協力を一層強化するとともに、林業者等の事務負担が増加しないよう、極力、事務手続きの円滑化に努めること。

いう言葉がありますかおれはあくまでもその人  
事や経営に責任がある貸し手のことございまし  
て、そういう意味では、母体行というのはお母さ

本的に変えていかなければならぬ。

○松前委員長 この際、本案に対し、松岡利勝君  
外四名から、自由民主党、新進党、社会民主党、講  
憲連合、新党さきがけ及び日本共産党的の共同提案

○松前委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。  
以上でござります。  
何とぞ全員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

さはさりながら、委員御指摘のように、私はパ  
ブレヒトのがまご起きない方がいいと思うので

も、そういうことも考えてあげていただきたいな、  
う思つております。

○初村委員 新進党の初村謙一郎でございます。  
私は、自由民主党 新進党、社会民主党 護憲連合、新党さきがけ及び日本共産党を代表いたしまして、林業改善資金助成法及び林業等振興資金融

○松前委員長 起立總員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

革といふことが非常に大きな課題になつてまいり

何でこれを聞いたかといいますと、住宅政策

林業改善資金助成法及び林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

本案に賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕

りませんが、我々は我々として、農家、農民のため

農林水産行政が果たしていかなければいけない役割というのは、あるいは我々が考えているよりもっと大きなものであろうというふうに考えて

きを期すべきである。

それがあなたにはどうしても、もう委員が専門家でありますから私が申し上げるまでもないのですが、農協の貯貸率というものが四割水準であります

○松前委員長 これにて各案に対する質疑は終了であります。

第一類第八号 農林水產委員會議錄第八号

成八年四月十一日

○増田委員 新進党の増田敏男です。私は、自由民主党 新進党、社会民主党 譲憲連合、新党さきがけ及び日本共産党を代表して、林業労働力の確保の促進に関する法律案に対する附帯決議案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

林業労働力の確保の促進に関する法律案

に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に努め、林業労働力の確保の促進に遺憾なきを期すべきである。

記

一 都道府県知事は、基本計画を策定するに当たり、地域の林業労働力の状況及び問題点に的確に対処するため、幅広く林業関係者の意見を聴取して策定すること。

二 林業労働力確保支援センターの業務の推進に当たり、その円滑な運営が図られるよう、国・都道府県はもとより、市町村・森林組合などの関係機関が密接な連携・協力をを行うよう努めること。

三 新規参入する林業労働者の定着を図るため、山村地域における定住条件の整備、特に、居住環境の整備を積極的に推進すること。

右決議する。

以上の附帯決議案の趣旨につきましては、質疑

の過程を通じて委員各位の御承知のところと思

ますので、説明は省略させていただきます。

何とぞ全員の御賛同を賜りますようお願いを申

し上げます。

○松前委員長 起立総員。よって、本案は原案の

とおり可決すべきものと決しました。

〔賛成者起立〕

○松前委員長 外四名から、自由民主党、新進党、社会民主党 譲憲連合、新党さきがけ及び日本共産党の共同提案

による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。増田

敏男君。

私は、自由民主党、新進党、社会民主党 譲憲連

合、新党さきがけ及び日本共産党を代表して、木材の安定供給の確保に関する特別措置法案に対する附帯決議案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

○松前委員長 この際、本案に対し、松岡利勝君

外四名から、自由民主党、新進党、社会民主党 譲

憲連合、新党さきがけ及び日本共産党の共同提案

による附帯決議を付すべしとの動議が提出されて

おります。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。増田

敏男君。

私は、自由民主党、新進党、社会民主党 譲憲連

合、新党さきがけ及び日本共産党を代表して、木

材の安定供給の確保に関する特別措置法案に対する附帯決議案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

木材の安定供給の確保に関する特別措置

法案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実

現に努め、木材の安定供給の確保に遺憾なきを

期すべきである。

記

○松前委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました各法律案の委員会報

告書の作成につきましては、委員長に御一任願い

たいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松前委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○松前委員長 次回は、公報をもってお知らせすこととし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時五十五分散会

供給拡大等を図り、木造軸組工法住宅の生産の合理化を推進するとともに、木材乾燥施設の整備、高性能材機械の導入等による木材製造業の近代化を推進すること。

以上の附帯決議案の趣旨につきましては、質疑の過程を通じて委員各位の御承知のところと思

ますので、説明は省略させていただきます。

何とぞ全員の御賛同を賜りますようお願いを申

し上げます。

○松前委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

右決議する。

採決いたします。

松岡利勝君外四名提出の動議に賛成の諸君の起

立を求めます。

〔賛成者起立〕

○松前委員長 起立総員。よって、本案に対し附

帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの各附帯決議につきまして、農林水産大臣から発言を求められておりますので、これを許します。農林水産大臣大原一三君。

○大原國務大臣 ただいま御決議いたきました

一連の附帯決議の趣旨を尊重し、今後、最善の努

力をいたしてまいります。

○松前委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました各法律案の委員会報

告書の作成につきましては、委員長に御一任願い

たいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松前委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○松前委員長 次回は、公報をもってお知らせすこととし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時五十五分散会